

会議の経過

開議 午前10時00分

令和7年6月5日（第1日目）

議長（高橋拓生君）

ただいまから令和7年平泉町議会6月定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに、議長から諸般の報告を行います。

2ページをお開きください。

本定例会6月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

3ページをお開きください。

監査委員から令和7年2月分から4月分までの現金出納検査の結果についての報告がありまし たので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

40ページをお開きください。

本定例会6月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

41ページをお開きください。

定例会3月会議以降の報告事項については、印刷してお手元に配付したとおりですので、ご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会議員から一部事務組合議会の報告を求めます。

一関地区広域行政組合議会の報告を願います。

一関地区広域行政組合議会議員、千葉多嘉男議員。

2番（千葉多嘉男君）

2番、千葉多嘉男です。

それでは、一関地区広域行政組合議会について、その概要を次のとおり報告いたします。

諸報告の43ページをお開きください。

令和7年6月5日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

一関地区広域行政組合議会副議長、真籠光幸、議員、千葉多嘉男。

44の1ページをお開き願います。

令和7年3月21日午前10時より、一関市役所において第58回一関地区広域行政組合議会定例会が開催されました。

付議事件につきましては、請願第1号につきましては継続審査となり、議案第1号から議案第5号までと発議第1号については、いずれも全て原案のとおり可決をされました。

44の2ページをお開き願います。

請願第1号、「新最終処分場」建設予定地とされている『千厩字北ノ沢』の撤回を求める請願書の付託について、詳細につきましては、44の3ページから44の5ページを参照願います。

起立満場により、請願審査特別委員会が設置、付託され、継続審査となりました。

45ページをお開き願います。

議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

詳細につきましては、46ページから47ページを参照ください。

採決の結果、起立満場により原案のとおり可決をされました。

49ページをお開き願います。

議案第2号、令和6年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億492万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ32億9,673万円とするものです。詳細につきましては、50ページから53ページを参照ください。

採決の結果、起立満場により原案のとおり可決されました。

55ページをお開き願います。

議案第3号、令和6年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,794万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ168億9,790万円とするものです。詳細につきましては、56ページから60ページをご参照ください。

採決の結果、起立満場により原案のとおり可決されました。

61ページをお開き願います。

議案第4号、令和7年度一関地区広域行政組合一般会計予算について。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億541万8,000円と定めるものです。詳細につきましては、62ページから99ページを参照ください。

採決の結果、起立多数により原案のとおり可決をされました。

101ページをお開き願います。

議案第5号、令和7年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算について。

事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億283万6,000円、サービス勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,359万1,000円と定めるものです。詳細につきましては、102ページから135ページを参照ください。

採決の結果、起立満場により原案のとおり可決をされました。

137ページをお開き願います。

発委第1号、一関地区広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

改正内容につきましては、137ページから143ページをご参考ください。

採決の結果、起立満場にて原案のとおり可決をされました。

以上、一関地区広域行政組合議会の報告を終わります。

議 長（高橋拓生君）

以上で一部事務組合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長からの行政報告を願います。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

144ページをお開き願います。

3月17日になりますが、世界遺産登録15周年記念事業実行委員会設立総会を開催させていただいたところであります。来年、世界遺産登録15周年を迎えることから、本年はイベントということになりますが、各種様々な行事に対しまして、来年の本番に向けて、イベントも開催しながらの予定を組みながら、来年の本番に向けて、また進めてまいりたいというふうに考えております。

3月24日になりますが、社会貢献型自販機寄附金贈呈式が行われております。

3月28日になりますが、平泉町営球場ネーミングライツスポンサー契約締結式が行われております。

4月8日、145ページになります。

黄色い羽根配布活動が長島地域は七曲付近の交差点付近、そして平泉は駅周辺で開催をさせていただいたところであります。

4月9日、大船渡市山林火災に係る職員派遣出発式を行っております。

4月15日になりますが、ラオスからの訪問団歓迎セレモニーが行われております。

4月16日になりますが、今年度の出産祝金第1号になりますけれども、贈呈式を行わせていただいたところであります。

同じく16日になりますが、長島少年消防クラブの入団式が行われております。

4月24日、東稻山麓地域農業遺産協議会の総会が開催されております。

4月25日になりますが、こどもまんなか児童福祉週間、こいのぼりの掲揚セレモニーが町民ホールで行われております。

146ページになります。

4月26日、西行桜の森まつりを開催させていただいたところでありますし、同時に桜の苗木の植林もさせていただいたところであります。

5月1日、春の藤原まつりは藤原四代公追善法要で始まり、5月5日まで春の藤原まつりが行われております。

5月7日になりますが、新篠ノ田トンネル整備促進期成同盟会の総会が開催されております。

5月13日になりますが、ILC実現に向けた合同要望を関係庁に、東京であります、した

ところであります。岩手県知事、そして宮城県知事を先頭に、私は町村会を代表して参加させていただいたところであります。

5月16日国道4号線一関平泉地区4車線化整備促進期成同盟会の総会が開催されております。

5月22日より28日、ドイツ、シュパイサー市との国際友好交流事業を開催したところであります。

147ページになります。

6月1日、IBCラジオウォークが開催されております。400名を超える多くの方々にご参加をいただき、第17回となります、開催させていただいたところであります。

6月2日、地域懇談会、1区から本年度の地域懇談会が開催されたところ、スタートしたところであります。

以上であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（高橋拓生君）

以上で町長の行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、小埜寺享議員、2番、千葉多嘉男議員を指名いたします。

議長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会6月会議の会議期間は、本日から6月12日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から6月12日までの8日間に決定いたしました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

議 長（高橋拓生君）

日程第3、報告第3号、繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、報告案件1件につきましてご説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

報告第3号、繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて、別紙のとおり報告しようとするものでございます。

議案書4ページをお開き願います。

別紙、令和6年度平泉町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、物価高騰対応低所得世帯支援事業につきまして、翌年度繰越額は228万円、財源内訳は、国県支出金228万円でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、町道衣闌線整備事業交付金につきまして、翌年度繰越額は6,700万円、財源内訳は、国県支出金3,993万円、地方債2,340万円、一般財源367万円でございます。翌年度繰越額合計6,928万円、財源内訳は、国県支出金4,221万円、地方債2,340万円、一般財源367万円でございます。

以上、報告をいたします。よろしくお願ひをいたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は、議決を必要とするものではありませんが、特に質疑があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

次に進行いたします。

議 長（高橋拓生君）

日程第4、議案第31号及び日程第5、議案第32号の事件案件1件、補正予算案件1件、合計2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、事件案件1件、補正予算案件1件、合計2件につきましてご説明申し上げます。

初めに、事件案件1件につきましてご説明申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。

議案第31号、平泉町都市計画マスタープランの策定に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由でありますが、本町を取り巻く状況が大きく変化したことから、新たな長期視点に立った本都市計画マスタープランを策定しようとするものでございます。

次に、補正予算案件1件につきましてご説明申し上げます。

議案書7ページをお開き願います。

議案第32号、令和7年度平泉町一般会計補正予算（第2号）でございます。

令和7年度平泉町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,616万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億9,537万4,000円としようとするものでございます。

以上、提案をいたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第31号及び議案第32号のただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号及び議案第32号の事件案件1件、補正予算案件1件、合計2件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定いたしました。

議 長（高橋拓生君）

日程第6、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

第1回目の答弁は登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭にお願いいたします。

通告1番、氷室裕史議員、登壇、質問願います。

4番、氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

通告番号1番、氷室です。

今回は前置きを飛ばしまして、早速質問に入ってまいります。

質問第1、部活動の地域移行に関する諸課題と展望について。

1点目が学校部活動が地域移行される中で、平泉町スポーツ協会はどのような役割を果たしていくのか。また、平日も含めた地域移行後の役割も伺います。

2点目が合同チーム等による町外への送迎支援に関し、昨年9月の一般質問において、学校等と負担軽減策について検討していくという答弁がありました。その後の経過を伺います。

3点目が現行の部活動と地域移行を果たした後のクラブチーム等と学校の関係はどのように変化していくか。

4点目、今後、顧問に代わり、子どもたちを見ていく外部コーチ等への謝礼をどのように考えているのかを伺います。

2問目は、消防団の充実強化に関する取り組みについてです。

オートマ限定の普通免許を取得している消防団員、あるいは道路交通法の改正により、消防車を運転することができない団員に対して、免許取得・限定解除に係る費用を助成する考えはないかを伺います。

答弁をよろしくお願ひいたします。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、氷室裕史議員からのご質問にお答えをいたします。

1番の部活動の地域移行に関する諸課題と展望のご質問については、後ほど教育長が答弁をいたします。

2番目の消防団の充実強化に関する取り組みについてですが、消防団の機能強化に向けた取り組みとして、団員が円滑に消防車両を運転できる体制の確保が重要であると認識しております。

平成29年の道路交通法改正により、これまで普通免許で運転できていた車両のうち、車両総重量3.5トン以上のものが準中型免許の対象となり、所持する免許によって消防車両を運転できないケースが生じております。

当町では、消防車両14台のうち、普通免許では運転することができない3.5トン以上の車両が4台あり、また車両14台のうちマニュアル車が13台、オートマ車が1台であり、配備されている車両によりオートマ車限定免許の団員は運転できない場合があります。

こうした課題を解決するため、現在、各分団における団員の免許取得状況を調査中であり、準中型免許の取得やオートマ限定解除に係る費用の助成制度について検討してまいります。

私からは以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

氷室議員からのご質問にお答えします。

部活動の地域移行に関する諸課題と展望について、平泉町スポーツ協会が果たす今後の役割についてご質問がありました。

近年、少子化や教職員の働き方改革を背景に学校部活動の持続可能性が課題となっており、文部科学省は、休日の部活動を段階的に地域へ移行する方針を示しており、各自治体での対応が求められています。

当町では、令和7年度から段階的に休日の部活動を地域主体に移行するため、学校や町スポーツ協会等と協議を進めてまいりました。

中核となるのは、本年度町スポーツ協会が設置した平中文化・スポーツクラブであり、地域部活動の受皿として、生徒が活動を継続できるよう体制を整えております。

町スポーツ協会には、競技団体との連携、指導者の紹介・育成、各種事業への協力など、多面的な役割を担っていただくことを想定しておりますが、学校との連携をより一層強化し、持続可能な運営体制の構築に努めてまいります。

次に、合同チーム等による町外への送迎支援に関し、昨年9月以降の経過についてのご質問がありました。

これまでに学校や保護者、町スポーツ協会等との協議を行ってまいりましたが、受け皿となる体制整備、指導者的人材育成、活動場所の確保、費用負担の在り方、学校との連携など、地域移行を円滑に進めるためには、解決しなければならない様々な課題があります。

こうした状況を踏まえ、町としましては、今後設置を予定している(仮称)平泉町部活動地域移行検討協議会の中で協議を重ね、町外での活動に伴う送迎支援を含めた現状の課題整理と対応策の模索を行っております。

なお、町として町外での活動に伴う送迎についての支援は、移動に伴う経済的な支援が中心になることが考えられます。この支援につきましては、文部科学大臣が5月20日の閣議後会見にて、今年の夏頃をめどに金額の目安を示すべく検討を進めると表明されていることから、国の動向にも注視しつつ財政状況を勘案し、検討してまいりたいと考えております。

次に、現行の部活動と地域移行を果たした後のクラブチーム等と学校との関係はどのように変化していくのかとのご質問がありました。

部活動は基本的に指導者は顧問として教員が担い、学校単位で活動を行っています。学校と部活動の関係は非常に密接であり、教員が教育活動の一環として指導に当たることで、生徒指導や人間関係の育成にも寄与しているものと認識しております。

地域移行が進んだ場合、クラブ活動等と学校との関係は、これまでの学校が指導する立場から協力・連携する関係へと変化していくことが想定されます。

学校は、生徒の活動状況を把握しつつ、クラブチーム等と継続的に生活指導などを中心とした情報共有を行い、生徒の安全確保や過重負担防止の観点から、活動状況を調整することも必要となり、連絡調整や共通のルールづくりも課題となります。

当町といたしましては、学校とクラブチーム等が対等な立場で連携・協働し、共に生徒たちの成長を支えるパートナーシップを築くことが重要であり、それぞれの役割と責任を明確にし

ながら、持続可能な部活動の実現に向けて努力してまいります。

次に、外部コーチ等への謝礼についてのご質問がありました。

現在、部活動において外部の指導者を活用しておりますが、その謝礼の取扱いについては、現在のところ、部活動の種目によって異なっており、統一的な基準は設けられておりません。また、文部科学大臣は5月20日の閣議後の会見において、謝礼やユニホーム代等の費用について、今年の夏をめどに一定の目安を提示する旨を表明されたところであります。

当町においては、今夏に文部科学省から示される予定の費用を目安としながら、近隣市町村の実情を踏まえつつ、保護者の経済的負担を考慮し、設置を予定している（仮称）平泉町部活動地域移行検討協議会において検討してまいりたいと考えております。

また、外部指導者の確保や育成についても、町スポーツ協会との連携を強化し、継続的な支援体制の構築に努めてまいります。

今後、謝礼等を含めた外部指導者の効果的な活用について検討を進め、教育委員会、学校、スポーツ協会等が連携し、平中文化・スポーツクラブを核に推進してまいります。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

水室裕史議員。

4 番（水室裕史君）

それでは、まず部活動の地域移行に関する諸課題と展望につきまして、答弁に沿って何点か伺ってまいります。

今後は、平中文化・スポーツクラブが中心となり、地域部活動の受け皿として、生徒が活動を継続できるように体制を整えると答弁がありましたが、5月の初めですか、町営テニスコートと長島体育館の施設管理人を廃止するという通達があったと思います。

施設管理人の廃止、これはどういった経過とまた意図があるのか伺います。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

テニスコート、長島体育館等における体育施設管理人の廃止についてのご質問かと思いますが、この体育施設管理人につきましては、近年の社会情勢の変化であったり、また町の財政状況、それから現在の当町の体育施設管理人の通常業務における実態や効率性の観点といったようなところや、また近隣市町村における同様の体育施設での管理人の常時配置といったような状況を踏まえますと、近隣市町村でもやはり同様の体育施設におきましては、管理人を配置していないというような状況もございましたので、そういうような事例等を踏まえ、総合的に勘案して、本年度から体育施設の運営体制といいますか、管理人の配置について見直しを行い、今年度から廃止したというような状況でございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

財政状況だったり、あと近隣の市町村の状況を踏まえて廃止したということですが、廃止してしまったもの、なかなか復活するということはできません。ただ、使用手続きの簡素化とか、あるいは体育館の空き情報の周知、これは徹底していかないと、それこそ今、部活動の地域移行を進めておりますが、保護者のあらゆる負担をなるべく軽減しようという流れ逆行していると思いますが、その点に関して伺います。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

体育施設等の使用手続きであったり、また空き情報の周知等といったようなところでございますが、現在、この体育施設に係る申請等につきましては、確かに中学校の育成会であったり、あとは一般の利用者といったようなところが、体育施設のほうを利用しているというようなところでございますが、現在の申請につきましては、利用する際に、まず電話予約といったようなところで一応受けて、その後、実際その体育館を使用する3日前までに申請書を提出していくだくといったような流れで、今申請を受け付けているというようなところでございます。

こういった流れで今進めているところではございますが、この流れに対する、現時点で利用者からのご意見といいますか、苦情といったようなものは教育委員会のほうでは把握していないといったようなところでございます。

あと、空き情報といったようなところにつきましては、現在、町のホームページ上等で周知しているわけではございませんが、実際、窓口に来られる方、電話での対応といったようなところで対応しているといったようなところでございます。

確かに議員おっしゃるとおり、いずれ今後そういった、管理人を廃止したというようなところもございますので、利用者の声を聞きながら、そういったその利便性であったり、費用対効果といったようなところもございますが、今考えられるのは、やはりホームページ上の周知といったようなところと、あと予約システムといったようなところがまず考えられるのかなといったようなところもございますので、そういったところにつきまして、今後、教育委員会のほうで検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

分かりました。

最初の答弁の中で、今後、町スポーツ協会には、競技団体との連携、指導者の紹介・育成、各種事業への協力など、多面的な役割を担ってもらいたいと、そういった答弁があったと思います。

もし仮に、この施設使用の管理は教育委員会がやるのか、あるいはこの町スポーツ協会がやるのか分かりませんが、現在2人体制の町スポーツ協会の負担というのは、現在、私の中では大分重いと思いますが、その辺に関しては、教育委員会はどのように考えておりますか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

地域移行、あとは施設管理人の廃止といったところのスポーツ協会への負担といったようなところではございますが、まず管理につきましては、今後、体育施設等の環境整備等にはなりますけれども、そういったことにつきましては、これまで、清掃とか簡易な点検といったところは、管理人が担っていたというようなところではございますが、そういった業務につきましては、定期的に巡回したり、あとは関係部署といいますか、教育委員会が中心となって対応していくというようなところでございます。

また、スポーツ協会におきましては、現在その施設の予約受付、貸出業務というようなところで委託しているというようなところもございますので、こちらの内容につきましては、引き続きスポーツ協会さんほうに委託してまいりたいと考えてございます。

また、地域移行に伴いまして、いろいろな役割、受け皿として役割を担うといったようなところで、やはり2人体制では一定の負担が伴ってくるのではないかと考えてございます。特に今後いろいろ想定してございます、保険の手続等の事務的な業務に加えて、今後、想定しております生徒の見守り活動といったようなところも、業務として負担が出てくるといったようなところでございますが、今いろいろとスポーツ協会さん等と協議しているというようなところもございますが、何でいうんでしょうか、現場的といいますか、実働分といいますか、活動といいますか、その見守り活動等につきましては、確かに2人体制では難しいというようなところもございますので、町には、スポーツ推進員等がいらっしゃいますし、またあとはほかのスポーツ指導者といったようなところに協力をいただきながらというようなところで、効率的な運営に努めていきたいということで、今考えているというようなところでございます。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

それでは、次に、負担軽減策について伺ってまいります。

町外での活動に関する送迎支援は、夏頃に国ほうで方針を示して、その後検討していくと、そういった答弁がありました。

それはぜひ前向きに検討していただければと思います。ただ、今現在、部員数不足による合同チームの町外での合同活動、これはやむを得ないことではあります、町内施設に空きがないことによる町内クラブ活動の町外活動、今後はこれを避けなければならないと思いますが、部活動が地域移行した後にクラブチームが優先的に使えるような配慮というのは考えているの

でしょうか、伺います。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

体育施設等の地域部活動へのまず優先的な使用といったようなところかと思いますが、当町教育委員会といたしましても、地域部活動といったようなところで、今進めているというようなところでございます。

これまで、学校施設につきましては、それぞれの利用団体等と調整しながらといったようなところで進めてきたところではございますが、今後は、ある程度こういった地域部活動といったような移行に伴いまして、生徒が、安定して活動できる場を教育委員会としても提供していくなければならないといったようなところも考えているというようなところもございますので、そういった地域部活動に係る活動に関しましては、体育施設であったり学校施設の利用につきましては、やはり優先的に調整なり確保していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

今、優先的に使えるように、中学生に配慮していきたいという答弁がありました。

平泉町の長島体育館は、結構ほかの自治体、奥州市だったり一関市から来て使っている方もいると聞いております。そういう方よりも、やはり町民を優先したいという気持ちも私ありますと、隣の市町村の方々が平泉に来て使って、平泉町の団体が使えるところはなくて、一関市あるいは奥州市のほうに行く。それは正直、何でいうんですかね、不毛というか、もともと自分たちのところでやれば済む話ですので、町民を優先するという、そういう考えは今のところあるかどうか伺いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

体育館の使用に関して、町民の利用を優先といったようなところのご質問かとは思いますが、体育施設につきましては、町民の健康増進であったり、スポーツ活動の促進といったようなところで、町民や町内の団体に円滑に利用できるようこれまで取り組んできたというようなところではございます。

議員おっしゃるとおり、やはり体育施設に関しましては、町民のみならず、町外の方もやはり利用しているというようなところもございます。

町外利用者に対して一律の制限といったようなところではございますが、実際的に平泉町民が、町内施設での利用ができない場合には、他市町村の利用もあるのかなというようなところ

もございまして、その広域的な相互利用といったような観点から、町外の利用者に対して制限をかけるといったようなところに關しましては、やはり慎重に今後検討していく必要があるのかなというようなところではございます。

いずれにいたしましても、今後、教育委員会のほうで体育施設または学校施設の利用料につきまして、見直しの検討しているというようなところもございますので、そういった中で、今答弁したとおり広域的な相互利用の観点といったようなところも踏まえながら、施設利用の状況といったことで、冬場になると外で活動してきた団体が体育施設を利用するといったようなところもございますので、そういったところも踏まえ、全体のバランスといったようなところを踏まえながら、今後利用調整のほうを図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

私も質問しておいて、その制限という話が出てくると、厳しいところあると思いますので、バランスを図りながら、しっかりと検討していただければと思っております。

次に、現行の部活動と地域移行を果たした後のクラブチーム等と学校との関係はどのように変わっていくかという質問に対し、今後は学校が指導する立場から協力・連携する関係へと変化していくことが想定されると答弁がありました。

現在、各部活動には顧問がついております。顧問制度も近い将来、地域移行に伴ってなくなってしまうという認識でよろしいのでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

今後の顧問制度といったようなところではございますが、現在、当町におきましては、今年度から、段階的にまず休日の部活動から地域移行に向けた取り組みを進めていくというようなことで取り組んでいるところでございます。

今後、休日だけではなくて、平日も全て地域部活動に移行した場合には、部活動自体が学校主体というようなことではなくて、地域主体ということになりますので、そういった顧問制度といったようなところはなくなるのではないかなどというようなところで認識しているというようなところでございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

今後、団体と外部コーチが主体となって、恐らく各クラブチームを形成していくことなると思いますが、仮にそこで何らかの生徒間トラブル、それこそ競技に關係ないトラブルが起き

て、そしてそれが学校生活にも波及するようなトラブルだった場合、外部コーチが対処していくというのはなかなか厳しいと思います。外部コーチはあくまでその競技の指導者であって、学校教育のプロではありませんので、そこを対応するというのは厳しいと思います。

ですので、顧問が今後近い将来なくなるということで、別に顧問という名称でなくても、何らかの形で、相談役というと何か名誉職みたいですけれども、何らかの形で各クラブチームとつながりを持つ教員というのは配置しておくべきだと思いますが、見解を伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

地域移行に伴っての学校といいますか、教育とのつながりといったようなところでのご質問かと思いますが、先ほど答弁したとおり、部活動が地域に移行しますと、地域が運営主体となることから、指導者については学校の顧問ではなくなるというようなところではございますが、その地域部活動に関しまして、まず教員が希望すれば地域の指導者として関わることが可能となつてございます。

その際には、あくまでも教員が自主的な関与であるといったようなことが前提となりますし、その地域の部活動に従事する教員につきましては一定の手続きが必要というようなことで、まず、兼業兼職といったような手続きが必要となりますので、学校長の了承を受けて、教育委員会が兼業兼職の許可を行うといったようなところ、そういった法令的な手続きを経れば、そういった地域部活動での指導も可能になってくるといったようなところでもございますので、今後、学校等と協議しながら、希望する教員がいれば、そういった形を教育委員会としても丁寧に説明しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

再度確認なりますけれども、結局、生徒間トラブルが起きた場合、外部コーチや団体はどのように対処すればよろしいのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

今回、部活動が地域に移行して展開されていった場合のトラブルごとだったと思いますが、地域のクラブスポーツに子供たちが例えば全部行ったとしたとしても、やはり青少年育成であり、健全育成が狙うものだと思います。

クラブチームに行ったから、純粹に競技スポーツで勝つためだけの練習しかしないではなくて、やはりどこに行っても子供たちをきちんと健全に育てていくんだという青少年育成がとても大切だと思います。

その中でトラブルが起きたら、全て学校が処理するのではなくて、やはりそのクラブチームの指導者にも、ぜひそういう健全育成の指導について積極的に関わっていただきたいなというふうに教育委員会としても思います。

大切なのは連携であって、どちらかに役割を押しつけることではありませんので、クラブチームにもそういうような指導者が育っていくことがとても大切ではないかなと思います。

ただ限界もありますので、中にやはり学校も専門的な見地から、そういうトラブルが起きた場合はこういうような指導をしたほうがいいとか、それが効果的だというアドバイスはもちろんしなければいけませんので、そこはやはり連携をするという観点で、ずっとつながっていけばいいのかなというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

そうしますと、今後外部コーチも何らかのトラブルがあった際の指導とか、そういうことも行っていくという認識でよろしいでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

教育長。

教育長（吉野新平君）

トラブルの中身にもよりますが、このクラブチームの中で解決できる部分というのは絶対あると思うんですね。そういうときは積極的に関わっていただきたい、これは限界だなと思うときは、学校にも言っていただきたいんですが、情報共有だけはしっかりとおいたほうがいいと思います。そのパイプをあらかじめつくってから始めていくというのは大切なことであるかというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

すばらしい答弁ありましたので、次に移りたいと思います。

次に、謝礼等について何点か伺いたいと思います。

こちらも先ほどの答弁の中で、今年の夏をめどに文科省から目安の提示があると答弁がありました。

現在、既に近隣市町村で何かしらの提示がある自治体がありましたら、そこをお知らせ願います。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

近隣市町村における謝礼の実情、現状といったようなところかと思いますが、近隣市町村におきましては、それぞれの実情に応じて地域移行が現在進められているといったような状況であるのではないかと認識しておるところでございます。

教育委員会のほうで現在把握している分ではございますが、一関市さんのはうにおきましては、指導者への謝礼といった形ではなくて、その地域移行した部活動に対して、要綱上は5万円を上限に補助するといったような形で行っているというようなところで、指導者に対して係る直接的な補助というようなわけではないというようなところでございます。奥州市さん、金ヶ崎市さんに関しましては、そういった補助制度は現在のところ設けていないというようなところで現在認識しているというようなところでございます。

教育委員会といたしましても、先ほど教育長の答弁にもありましたとおり、今年の夏に文部科学省のほうで、ある程度の一定のそういった目安を示すといったようなところもございますので、そういった国の動向を注視しながら、今後設置を予定しております部活動地域移行の検討協議会の中で、そういった内容も含めて今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

水室裕史議員。

4 番（水室裕史君）

顧問が今まで担っていた一部の役割、これを外部コーチあるいは団体が担うということになりますが、そうなると、やはり一定額、公費からの助成があるべきだと私は思っております。

今後、国からの指針が出されるということですが、教育委員会として、そこら辺の考え方どのように考えているか伺いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

謝礼に対する教育委員会の見解といったようなところでございますが、先ほどと繰り返しにはなりますけれども、今後、文部科学省のほうから示される、その中でも謝礼の基準といったようなところもあると思いますので、そういった基準といいますか、目安であったり、支払い方法といったようなところ、他市町村の事例等を調査、検証しながら、検討協議会において謝礼の在り方につきまして、今現在、やはりその部によって謝礼が統一されていないといったようなところもございますので、そういった基準等も検討しながら、いずれ謝礼を支払うといったようなことになりますと、やはり保護者の負担といったようなものも経済的にもしてくるのかなといったようなところもございますので、そういったところを総合的に勘案しながら今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

水室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

それでは、最後になります。

準中型免許取得やオートマ解除について、免許取得状況を調査中とのことで、費用助成も検討していると、そういった答弁がありました。非常に前向きですばらしいと思います。

今のその調査結果、平泉町消防団員ほぼ全員が現在のところ問題なく消防車を運転できると思いますが、問題はこれから免許取得をする若者についてであります。

今年の4月に道路交通法の一部が改正されまして、自動車教習の卒業検定がオートマだけとなりました。自主的にマニュアル取得がオプションのような扱いになります。これは課長もご存じだと思います。加えて今、国内販売車の98.6%くらいがオートマ対応車ということで、今後新たに消防団に加わる若手団員の中には、マニュアルを持たずに入団してくる者もいると考えられます。

そういうことを勘案して、現在、ほぼ全消防団員が問題なく消防車運転できるとしても、将来的なことを見越して、ぜひ費用助成のほうをしていただきたいと思います。

最後にその見解を伺って終わりにしたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

まず、現状、調査をしたということですが、今年度に入りましたから、5月時点で平泉町の今年度の防災の取り組み等を説明する中で、このことについて、改めて幹部会の中で調査を行うということで申し上げたところです。

これについては、昨年度になるのですが、令和6年の9月26日に消防長のほうから、この消防団の準中型免許の取得促進等についてという通知がございました。これらを受けまして、災害発生時の初動対応の強化であるとか、それから消防団の機能を最大限に発揮するような環境整備、あるいは消防団員の安全な活動をしてもらうためとか、モチベーションの向上といったことも含めて、この免許取得に関する支援制度というのは、非常に重要であるというふうなことから、消防団員のほうにも、今回、調査を行わせていただくというようなものでございまして、その免許の取得の状況については、まだ取りまとめ中ではございますけれども、これまでの消防活動の出動状況に支障を来たかどうかということからしますと、機関員がまず基本として運転できる方ということで、事前に運転免許を取得している方に限って、そういう状況を把握した上で活動を行っておりましたので、今後、若い方がオートマしか免許がないというような状況については、現在は機関員を中心となっていますけれども、日中の火災等については、必ずしもその機関員がいるというふうにも限られませんから、やはりできる限りその消防車両を運転できる団員が全てであるということがまず望ましいわけで、それに向かってどう取り組んでいくかということでございますので、中長期的にそういう団の活動に支障を及ぼすというような懸念をまず払拭するというようなところを、現在のこの課題を解決していくというようなところで取り組んでまいりたいというふうに思いまして、この免許取得制度について

申し上げますと、県内では一関地区の一関と平泉ですけれども、この制度は導入はしておりますが、先ほどの通達等も踏まえて、今33市町村中11の市町村で、これを昨年度末までに導入しているというような現状がございまして、必要な制度設計になるかとは思うんですけれども、大体どれぐらいの費用というか、補助制度になりますから費用がかかるかといったことも調査しなければいけませんが、準中型免許を取得する場合は大体15万から20万円、それからオートマ限定解除の場合は5万から10万円の範囲内だというふうに捉えておりますし、それから他の市町村の状況を見ますと、条件を付しているわけです。

消防団員であるということはもちろんのこと、例えばその補助、助成を受けたら10年間を活動していただくというような誓約を取ったりとか、分団長の推薦をもらうとか、そういった詳細を調べておりましたので、まずこの制度設計、それから国の特別交付税でも免許取得制度に関する財源というものを用意していただけるようことで確認をしておりまして、大体、100万から200万円ぐらいになるのかなというようなところで予算を確保していくことについても努めていかなければいけないというふうに思います。

いずれ先ほど申し上げたとおり、消防団の初動対応は能登半島地震の際にやはり問題となつたことでもありますので、平泉町でも有事のときに即対応して、消火活動に当たることができるような体制整備について、改めて関係者の消防団員の皆様のご意見を伺いながら、この制度の導入について前向きに検討してまいりたいというようなところでございます。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

今、答弁いただきましたが、消防団の充実強化ということに関して、今後、運転する機関員の枠というのは増やしていくというかそういった方針はあるのでしょうか、伺います。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

それは消防団員の確保というような観点からも、そういう機関員確保についても検討してまいりたいというふうに思いますので、今のご質問の趣旨からしましても、私の答弁からいたしましても、そういう運転ができる範囲を拡大していくというようなことで、そういうことも検討してまいりたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

一般質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

これで氷室裕史議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 05 分

再開 午前 11 時 15 分

議長（高橋拓生君）

それでは再開いたします。

通告 2 番、真籠光幸議員、登壇、質問願います。

7 番、真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

7 番、真籠光幸です。

質問通告 2 番、真籠光幸であります。

今回、質問いたしますのは 4 件であります。

1 件目は、農機具マッチング事業について伺います。

このことは、令和 7 年 3 月会議の一般質問で伺ったものであります。高齢化でリタイアする農家で不要となる農機具を新規就農者や農業者、担い手等へ譲渡するマッチング事業の導入を提案をいたしましたところでございましたが、町の農業振興策として有効であり、先進事例を参考にしながら、導入に向けて検討を始めるとの答弁をいただきました。

その後の検討の進捗について伺うものです。

2 件目は、特定外来生物駆除対策について 3 項目伺います。

1 つ目は、海外起源の外来種であり、生態系、人の生命、身体、農林水産業への被害を及ぼすおそれのあるオオキンケイギクなどの駆除について取り組むべきと考えますが、対応を伺います。

2 つ目は、町のホームページ、広報や防災無線、立て看板などで住民への周知を図れないか、伺います。

3 つ目は、地域ごとの一斉駆除活動への協力を区長会に諮れないか伺います。

3 件目の質問は、改正鳥獣保護管理法について 4 項目伺います。

1 つ目は、市街地や住居敷地へ出没したクマ、イノシシなどの駆除のために、市街地であっても銃猟が自治体の判断で可能となる改正鳥獣保護管理法が成立いたしました。今後こうした事態が発生した場合に備えた住民への周知や訓練が必要となります。計画案はどのようにあるかを伺います。

2 つ目は、町長の権限で通行制限や避難指示が出せるようになりますが、警察などとの関係機関との協議への取り組みについて伺います。

3 つ目は、緊急銃猟を依頼するハンターの人材確保は十分か伺います。

4 つ目は、安全対策に対する国のガイドラインは夏頃に公表されますが、弾丸による建物等への損失に対する補償についても検討しておくべきだと思いますが、見解を伺います。

この補償が、安全保障の保障に誤植になっておりましたが、これは補って償うの補償のほう

でございます。

最後に、学習用タブレット端末の更新について3項目伺います。

1つ目は、学習用端末は、バッテリーの劣化により5年程度で更新を迎えます。現在使用の端末は、令和7年から令和8年度にかけて更新のピークを迎えますが、入替え計画はどのようにあるか伺います。

2つ目は、新端末の整備には国の補助金が充てられますが、使用済み端末の処分は、当該自治体の予算で行われることになります。処分計画は策定されているのか伺います。

3つ目には、廃棄に伴う個人情報が漏えいする懸念があります。データ消去の専門業者との協議も計画されているか伺うものであります。

質問は以上であります。簡潔な答弁をいただきますようお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

真籠光幸議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、農機具マッチング事業についてのご質問がありました。

農機具マッチング事業導入に向けての進捗状況についてであります。現在、先進事例の情報を収集している段階であり、今後聞き取り調査などを行い、事業導入に向け検討を進めいく予定であります。

続いて、特定外来生物駆除対策についてのご質問がありました。

初めに、海外起源の外来種であり、生態系、人の生命、身体、農林水産業への被害に及ぼすおそれのあるオオキンケイギクなどの駆除について取り組むべきとのご質問についてですが、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律では、生態系、人の生命、身体、農林水産業への被害を及ぼすおそれあると認められる外来生物を特定外来生物として指定をし、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制しております。

植物では、ご質問のあったオオキンケイギクなど19種類が指定をされております。オオキンケイギクは、日本には1880年代に鑑賞目的で導入され、荒地でも生育できるため、緑化などに利用されてきた現状があります。

日本に導入され、既に100年以上も経過しており、分布は国内の広範囲に及んでいると考えられます。例年、夏頃から黄色い花を咲かせる特徴があり、人体へ影響を与える毒性はありません。しかしながら、その繁殖力の強さから、在来植物を駆逐するおそれがあるため、特定外来生物に指定されているところであります。

平泉町内においても一定数生息していることを確認しておりますが、日頃から町民の皆様により、環境整備事業や中山間活動の草刈り活動に取り組んでいただいている成果から、実際に生活環境や農林水産業への被害を及ぼしているとの通報や相談は寄せられていない状況であります。

そのため、町においての調査実績がないことから、特定外来生物が実際にどの程度存在して

いるのか、まずは現状の把握から行い、駆除等の対応につきましても併せて検討してまいります。

次に、町ホームページ、広報や防災無線、立て看板などで住民への周知を図れないかとのご質問がありました。

特定外来生物の周知に関しましては、先進事例を参考にしまして、町民向けの周知を実施してまいります。特定外来生物に関する認知度を高める必要がありますので、町民向けの周知を行うことにより注意喚起を促し、特定外来生物の拡大防止につなげてまいります。町のホームページや広報紙等を活用して周知に努めてまいります。

次に、地域ごとの一斉駆除活動への協力を区長会に諮れないかとのご質問についてですが、駆除に関しては、種子がどこからでも入ってくる可能性があることから、平泉町のみならず、国や県と連携しながら、広域的に取り組むことが必要であります。より効果的に駆除、防除を検討していきたいと考えております。

続いて、改正鳥獣保護管理法についてのご質問がありました。

この改正法は、人の日常生活圏に現れ、危害を及ぼすおそれが大きい動物を危険鳥獣と規定、政令で定め、ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシが想定され、市町村長は住宅地などに侵入またはそのおそれがある場合、被害防止が緊急に必要な場合、銃猟以外では的確かつ迅速な捕獲が困難な場合、住民らに弾丸が当たるおそれがないと判断した場合、緊急銃猟させることができますとされ、秋頃に施行を予定されているものであります。

ご質問がありました、今後こうした事態が発生した場合に備えた住民への周知や訓練などの計画案、及び、町長の権限で、通行制限や避難指示が出せるが、警察など関係機関との協議への取り組みについてでありますと、今後、夏頃に国から緊急銃猟ガイドラインが示される予定であり、その内容を基に、県、警察、獣友会、市町で構成する一関地方ツキノワグマ管理協議会において連携を図りながら、住民の皆様への周知など、適切な対応をしてまいります。

次に、緊急銃猟を依頼するハンターの人材確保についてでありますと、現在、緊急銃猟を実施できる方は町内には16名おりますが、全ての方が常駐されているわけではありませんので、引き続き人材確保に向けた取組を進めてまいります。

次に、弾丸による建物等への損失に対する補償についてでありますと、国から示される緊急銃猟ガイドラインにおいて損失補償についても示される予定となっており、ガイドラインに基づき、適切な対応を実施できるよう、一関地方ツキノワグマ管理協議会の中で協議をしてまいります。

私からは以上でございます。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

真籠光幸議員からのご質問にお答えします。

学習用タブレット端末の更新についてのご質問がありました。

当町においては、国のG I G Aスクール構想に基づき、令和2年度に1人1台の端末整備を完了しており、現在町内の小中学校では約600台のタブレット端末が活用されております。これらの端末は導入から4年が経過しつつあり、令和7年度から令和8年度にかけてバッテリーの接続時間の低下などが懸念される状況となっております。

当町では、学習用端末の計画的な整備・更新を図るため、昨年度末に端末整備・更新計画を策定しております。この計画では、端末は5年を目安に更新することや、対象台数、処分方法、スケジュール予定などについて示しております。

今後、令和7年度において、現在使用の端末を基本とした更新機種の選定、リース方式と買取り方式の比較検討、財源確保のための補助金の活用検討を進め、令和8年度中に端末を更新する計画としております。

次に、使用済み端末の処分計画についてのご質問がありました。

当町におきましては、昨年度末に端末整備・更新計画を策定しており、令和8年度に現行端末の更新を予定しております。

この計画では、端末の整備・更新計画に加え、使用済み端末のリユース、リサイクル及び処分の考え方を示しております。処分に当たりましては、文部科学省が発出した通知、G I G Aスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分等についてに基づき、個人情報の適切な削除、機器の状態に応じた再利用または再資源化等、適切に対応してまいります。

今後につきましては、現在使用している593台のうち、100台は学校等での有効活用を図る一方、そのほかの端末については、専門業者との連携の下、安全かつ確実な処分を行ってまいります。

次に、廃棄に伴う個人情報が漏えいする懸念がある。データ消去の専門業者との協議も計画されているか伺うとのご質問がありました。

当町におきましては、児童生徒に1人1台タブレット端末を配備しており、これらの端末については、氏名のほか、ドリルソフトの学習履歴、自宅Wi-Fiの設定情報など、一定の個人情報を含むデータが保存されており、その更新や廃棄に際しては、個人情報の漏えいがないよう、適切な管理・処分が求められております。

当町では、端末の処分に当たり、資源有効利用促進法に基づく事業者による適正な対応を基本としており、データ消去につきましては、その確実性を担保するため、端末データ削除を証明する書類の提出を求めるなど、データ消去が確実に実施されるよう、確認体制の強化を図つてまいります。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

簡潔な答弁をありがとうございました。

何点かだけ再度伺ってまいりたいと思います。

初めに、農機具等マッチング事業についてであります、前回の追跡質問ということになりますが、この事業のフローについては、構想はされているでしょうか、お知らせください。

議 長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

現在、先進事例を調査中でございまして、そちらの中でのフロー図も載せている団体もありますので、そういったところを参考にしながら、今後また検討していきたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

真箇光幸議員。

7 番（真箇光幸君）

先進事例の情報を収集している段階だという答弁でございました。

福島県鮫川村の令和5年5月号の広報4ページから5ページに、村が取り組んでおります農機具等マッチング事業のフローと譲渡希望者の農機具登録等の内容が掲載されております。これらは先進事例として調査はお済みでございますか。

議 長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

先進事例として、福島県の鮫川村のほうでもやられているというようなところで情報は仕入れておりますけれども、いずれ全国で9つの自治体がこういうこの事業を展開しております。それらの交付要綱等を集めた段階ではございますけれども、今後中身について調査をしていきたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

真箇光幸議員。

7 番（真箇光幸君）

事業の実現に向けた計画策定を進められますように期待するものであります。今後のまた進捗状況については、次の議会で伺ってまいりたいと思います。

特定外来生物の駆除について伺います。

特定外来生物は、哺乳類から鳥類、爬虫類、昆虫類など大きく10種類に分類されますが、質問は主に植物について伺うものであります。

答弁されましたように、植物の特定外来生物は19種類であります。今回は、特にその繁殖率が高く、開花と結実を2年以上繰り返す多年草であり、日本在来の植物の生態系に悪影響を及ぼし、今盛んに開花をしておりますオオキンケイギクについて環境省がその駆除に呼びかけております。そして多くの自治体が、その駆除対策に取り組んでおるところであります。

この環境省の出しているオオキンケイギク防除に協力してくださいというチラシがあるわけですが、これはご覧になっていらっしゃいますか。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

オオキンケイギクの駆除に関するところでございますけれども、環境省のほうのホームページ等を参考にしまして、駆除等を呼びかけているというところも確認してございましたし、また、主に西日本のほう、そちらのほうで具体的な事例をホームページのほうに掲載して、駆除等に取り組んでいるというようなところを確認しているというところでございます。

議 長（高橋拓生君）

真箇光幸議員。

7 番（真箇光幸君）

本町の生息状況は把握されていないということでございました。

このオオキンケイギクは、町内ですと、特に県道一関北上線沿線沿い、建物周辺ですと、さわなり苑、長島保育所周辺に群生しておる状況であります。

平泉方面は案外ないんですよね。それはなぜか理由は分かりませんけれども、やはり満遍なく自生している状況でないということも、この取り組みとして、駆除対策という問題意識がまだ薄いのかなと思うんですが、いかがですか。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

平泉町内の生息状況ということで、議員のおっしゃるとおりでございまして、当課の担当のほうでも現地のほう確認させていただいておりまして、長島の県道沿い、それからさわなり苑の周辺というところで、現在開花しているというような状況で確認をしているところでございます。

全国的に調べますと、やはり全国一律に分布しているというような状況もございますけれども、町内では長島地域に生息しているというところでございまして、引き続きそういったところの特定外来生物というところの周知といいますか、認知度が低いかというようなところは認識しているというところでございます。

議 長（高橋拓生君）

真箇光幸議員。

7 番（真箇光幸君）

特定外来生物には指定されていないんですけども、俗にポピーと言われるケシ科のナガミヒナゲシという花があります。これきれいなんですよね、オレンジ色の花をつけまして、町内、案外まだ咲いておりませんが、14区内にはいっぱいあります、それから東岳方面にも部分的に咲いてございますが、これは保育所ですか何かにも今後増えていく可能性があります。素手で触ると、ケシ科の仲間なので、かぶれを起こすという毒性の強い植物です。

これも今盛んに開花を始めております。見た目もきれいで、家庭の花壇に移植しているうち

も、見受けられます。これは非常に駄目です、法律で禁止されておることなので、周知が不十分であるということを認識をいただきたいというふうに思います。

また、今の時期ですと、道端に大量に開花しておるのは、ヒメジョオン、ハルジオン、昔からあるわけですけれども、それから秋になれば、有名になり過ぎているセイタカアワダチソウが、これも大量の種子を風に乗せて増殖を繰り返す、これらは侵略的外来種というふうに分類されます。

いずれも、根と茎からアレロパシーという天然化学物質を出して、ほかの植物の成長を妨げたり、生物の排除をしたりという毒素を出すんです。秋の七草であります、ススキ、キキョウ、またフジバカマという、これ絶滅危惧種が実はあります、その在来植物を駆逐してしまうという、今非常に大きな問題になっています。オオキンケイギクなどの特定外来生物とともに駆除が必要であります。

環境省が作成している駆除への取り組みチラシを活用して、広報とともに配布をしたり、また役場の町民ホール、エピカへの張り出しなど、町民への啓発を発信する方法を早急に検討すべきだと思いますが、見解を伺います。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

特定外来生物の周知というところでございますが、今のところ、当町で行っていないというところでございましたので、再度そういった環境省のチラシ、それから近隣自治体等のホームページ、それから広報紙等を参照いたしまして、そういった生物の周知を図ってまいりたいと考えてございます。

いずれにしましても、やはり普通に生息しているというところもございましたので、そういった認知度を高めていくという必要性があるかというふうに認識しておりますので、そういったところを準備を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

ぜひそうした周知の仕方を早急に検討いただきたい。

この外来植物が生むアレロパシーという物質ですが、これは、そもそもその面の保護のため、その面に雑草を生やさないために、北アメリカ原産が主ですが、持ち込んだという経緯があつたようでございます。最終的には、競合する植物が絶えて、そのあとに自分自身を駆逐する、そして最後にはペンペン草も生えない、砂漠化をしていく、こういうことになって、今、日本固有のタンポポなんかは、在来種はもう2割ぐらいしかない。8割が西洋タンポポとの交雑種になっているというふうに言われています。

ぜひ危機感を環境省と共有して、駆除への取り組みをされますよう申し上げておきます。

次に、改正鳥獣保護管理法について伺います。

人の生活圏に出没するクマが増えております。いわゆるアーバンクマと呼ばれ、秋田県では、一昨年から厳冬期も冬眠しないで出没を続けるクマが増えているという報道がありました。冬眠は餌が枯渇する厳冬期に体力を温存するためで、餌があれば必要がないと言われております。

本町において、市街地や住宅地といった日常生活圏に出没し、危害を及ぼすおそれがあると判断した場合の処置のフローと、住民へ周知する方法は、国が夏以降に示すとされているガイドラインに先んじてシミュレーションしておく必要があると思いますが、見解を伺います。

議 長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

夏頃に国の方でガイドラインを示す予定とされておりますけれども、実は、5月に一関地方ツキノワグマ管理協議会が開催されまして、その中において、対応について協議を始めていけるというようなところでございます。

詳しいところは、ガイドラインが示されてから詰めていくというような予定になっております。

議 長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

このガイドラインの内容がまだ不明だということで、なかなかお答えづらい部分あるかと思うのですが、知りたいのは、例えば麻酔銃かもしくは殺処分かを判断する基準は大変難しいものだと思うのですが、その判断は県や警察に仰ぐことになるのか、それとも市町村長が判断するのか。人的な被害を防ぐための判断の速度が問われることになるのですが、その見解について伺っておきたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

その判断につきましては、大変難しい判断になるというふうに考えております。難しい判断となることから、協議会のほうでもそういった判断基準みたいな部分を協議していきたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

なかなか答弁しづらい部分があるのだと思うのですが、市町村長が住民の安全確保のために通行制限する権限を与えられるわけですが、そうした事態のシミュレーションというのは、この関係先との協議は進めておいてもいいのではないかと思うのですが、ガイドライン後だけではなくて、その前にという取り組みはいかがですか。

議 長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

その前に、そういったマニュアルの作成とかそういった部分についても、ガイドラインが示される前にできればもちろんよろしいですけれども、現在、協議会の中でそこまでの話合いには至っていないというような状況でございます。

議 長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

従来は、住宅が集まる地域などの銃猟については原則禁止なわけですから、人に危害が迫ってから、従来ですと警察官職務執行法によって、警察官がハンターに発砲を命じる仕組みがありますが、この市町村長が命じるという権限が移譲した場合の警察の関わりについてはどんな感じで捉えられておりますか。

議 長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

繰り返しになりますけれども、警察、それから県市町獣友会で構成されているとなっている協議会のほうでそういった部分についても今後詰めていきたいというふうに思います。

市町村長の判断でということありますけれども、どういった基準に基づいてその判断を下すのかといったところが大変大きな課題であるというふうに考えておりますので、実際、協議会のほうでその辺は詰めていきたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

あくまでもガイドラインがないと、なかなか協議ができない部分は分かっております。

クマによる人的被害は、報道によりますと、令和5年度には219人、そのうち死者は6人あります。人の生活圏に出没する原因は、人口減少や高齢化によって、収穫されないまま放置される柿とか栗とか、そういったものが増えたことも誘因であるとされております。

クマが人の生活圏に定着することはないとも言われておりますが、非常に執念深いので、何回も同じところに来る、同じ、そこに餌があるとなると、必ずまた再び、シェーンじゃありませんけれども、帰ってくるというですね。このクマには安心して冬眠していただくように、餌になるものを適切に管理することの重要性を再度認識しなければならないと考えるものであります。

鳥獣管理法の改正に当たり、住民ができるこことへの啓発は、法の執行前であっても行うべきであるというふうに申し上げておきたいと思います。

次に、学習用タブレット端末の更新について伺います。

この端末1台に係る処分費用も数千円程度だと言われておるのですけれども、まとめると結構巨額な金額になると見込まれますが、予算の確保上、年間どのくらいの台数を処分される見込みなのか、また、その費用の見込額について伺います。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

タブレット端末の処分費用等についてのご質問かと思います。

現在、各1人1台端末ということで、各校に約600台程度整備されているというようなところでございます。こちらにつきましては、令和8年度に更新といったようなところで今計画しているところではございますが、その600台のうち約100台をまず再利用といったような形で今考えているというようなところで、残りの約500台につきましては、処分するといったようなところで今計画をしているところでございます。

この処分費用につきましては、今後業者からの見積りといったようなところで徴収するといったようなところで計画しておりますが、端末の状態であったり再利用可能といったような数量についていろいろ異なるのかなとは認識しておりますが、大体おおむね1台当たりまず3,000円程度かなというようなところで、ある程度見込んでいるというようなところでございます。

最終的な処分費用につきましては、今後そういった処分する際に予算計上をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

今回だけではなくて、次に更新した機器についても、いずれまた更新をしていかなければならぬ、その更新する令和8年度の導入時に、次回のデータ消去のための予算の確保なども計画しておくべきではないかと思いますが、見解を伺っておきます。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

令和8年度以降の3回目以降の更新時期に向けてといったようなところでございますが、今現在、今度の第2期の令和8年度の更新につきましては、国のはうからの補助というようなところで、補助の基準額がまず1台当たり5万5,000円に対して3分の2以内の補助といったようなところで、今回更新する分につきましては、そういった補助が充てられるというようなところでございますが、今後そういった、3回目以降に対する補助というのが、本当に補助自体が創設されるかまだ不透明なところもございますので、そういったところも国の動向等に注視しながらということで、ある程度、導入に関する時期やその導入費用、廃棄する費用といったよ

うなところをある程度見込みながら、今後の年次計画といいますか、定期的な計画、定期的な更新に向けた、ある程度の費用的な見込みのほうを立てていきたいと考えてございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

廃棄端末の有効活用についても伺いますが、100台は学校等での有効活用を図るという答弁でございましたが、学校等の等とは具体的にどこを指しますか、伺います。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

再利用の100台に関する学校以外の活用方法というようなところでございますが、現在計画してございますのが、各校に20台ずつ予備機的な配備いたしまして、そのほか40台のうちの30台を学習交流施設エピカの各種事業、タブレット講習とかはやっておりませんので、そういった事業にまず利用していただけるかどうかという可能性につきまして、今後検討していくというようなことにはなりますが、いずれ学習交流施設のほうでまた30台、あと残りの10台につきましては、万が一のための予備機といたしまして教育委員会のほうで保管したいと考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

資源有効利用促進法に基づく答弁を今いただいております。

大変いいと思うのです。その端末の再利用についてエピカというお話をありました。

公民館、またはその生活支援家庭の高校生などへリースするという自治体も計画としてあるということが新聞報道でされております。

教育委員会の所管する範囲ではないかと思うのですが、可能であれば、いわゆる社会福祉関係と申しますか、独居を含む高齢者への配布、それから町のホームページ閲覧などの情報の伝達や生活の見守りに活用できるのではないかと思います。取り組まれている自治体も多少ながらあるというふうに伺っておりますが、これは総務課ですか、どうでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

タブレット端末の再利用の別な利用方法というようなところでございますが、100台の利用方法として、今はこういった予定としてございますので、各学校に20台ずつ、エピカさんに30台と今のところ予定はしてございますが、この台数の調整によって、そういった方向での貸出し

なり使用が可能かどうかというのをこれから検証してまいりたいと考えております。

議 長（高橋拓生君）

真箇光幸議員。

7 番（真箇光幸君）

使用済み端末といつても、バッテリーが劣化するだけで、A Cアダプターをつければ特に問題なく使用ができるわけであります。有効な再利用をぜひ検討いただきたいと思います。

使用済み端末については、子供の氏名や住所、写真、ネットワークのパスワードなどの個人情報が残されている可能性が大であります。また、担任とのいじめ相談とか、そういういたデリケートな情報が端末系でやり取りしている場合も想定することを考えれば、その管理には細心の注意が必要になると考えます。

本町の情報セキュリティに基づいて、漏れのないように対応されることをお願いしたいというふうに思います。

委託業者の選定については慎重であることが求められますが、答弁のとおりに削除の証明の書類の提出を義務づける、これは大変いいことだというふうに考えます。

その消去作業の確認の在り方についても十分に対応されるよう望み、また、先ほど申し上げました廃棄端末の再利用につきましても、これは各課横断で有効活用を模索されますように求めまして、私の一般質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

これで真箇光幸議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

議 長（高橋拓生君）

それでは、再開いたします。

通告3番、千葉多嘉男議員、登壇、質問願います。

2番、千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

通告3番、千葉多嘉男でございます。

それでは、通告しております2つの事項について質問させていただきます。

まず、1点目でございます。

いわて平泉歴史文化観光地域計画についてでございますが、平泉町を中心に世界遺産の価値と理解度をどう高め経済効果につなげるか、町の滞在時間が短いことが長年の課題であることから、平泉町、一関市、奥州市を区域に世界遺産平泉の拠点施設の観光コンテンツを磨くために、飲食、宿泊といった地元事業者とも連携し、エリア全体の活性化を図るため、文化観光推

進法に基づき国から認可を受けましたいわて平泉文化観光地域計画の取り組みについて質問させていただきます。

まず、1点目でございますが、いわて平泉歴史文化観光地域計画の平泉町内施設における具体的な事業内容について伺います。

2点目でございますが、補助事業の費用対効果を意識しながら事業を実施すべきであります
が、その考え方について伺います。

2つ目の事項でございます。

空き店舗対策事業でございますが、平泉町におかれましては、地域経済の活性化と持続可能な発展を目指し、商工業振興に関する様々な取り組みを進められておりますが、今回は空き店舗対策事業について質問させていただきます。

町長の令和7年度施政方針演説で述べられている、商工業振興の空き店舗対策として、令和6年度に実施した意向調査に基づき、新規開店を希望する希望者や事業者とのマッチングへ向けた取り組みを進めるとともに、空き店舗対策事業の補助内容を拡大し、支援を強化するとしております。意向調査の内容とその結果について伺います。また、その結果に基づいて、補助事業の拡大について検討されているか伺います。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

千葉多嘉男議員からのご質問にお答えをいたします。

1番のいわて平泉歴史文化観光地域計画についてのご質問については、後ほど教育長が答弁をいたします。

2番目の空き店舗対策事業についてですが、空き店舗対策の取り組みとして、昨年の12月に行政区長や地元住民から情報提供いただき、空き店舗と思われる中尊寺通りと毛越寺通りの所有者に郵送による意向調査を実施したところであります。

具体的には、現在の所有者と使用状況の確認、賃貸が可能かどうか、空き店舗バンクへの登録が可能かどうか、また、どのような条件があれば賃貸や空き店舗バンクへの登録が可能であるかという調査内容であります。

調査結果につきましては、調査対象件数が17件で、回答があったのは9件であり、そのうち賃貸希望と空き店舗バンクへの登録希望は2件という結果となりました。

現在の空き店舗対策として、空き店舗等対策事業補助金がありますが、賃借料の2分の1に相当する額で、上限3万円を最大12か月補助しております。今後の補助事業の拡大につきましては、空き店舗の現状を考えますと、開業するためには大規模改修が必要な物件が大半であることから、改修資金の支援も含めて、具体的な補助事業内容を検討しているところであります。

私からは以上です。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

千葉多嘉男議員からのご質問にお答えします。

いわて平泉歴史文化観光地域計画についてのご質問がありました。

いわて平泉歴史文化観光地域計画につきましては、平泉町、一関市、奥州市の寺院や文化施設を拠点に、地域で連携して観光を推進する計画であり、文化観光推進法に基づき、今年の1月に国から事業認定をされた計画となっております。

この計画では、令和10年度までに文化施設や寺院など6つの施設を拠点に位置づけ、浄土の世界観が分かりやすく伝えられるよう展示物のリニューアルやインバウンドの受入れに伴う展示物の多言語化、体験コンテンツの整備に取り組むこととしております。

ご質問のありました町内施設の具体的な事業内容については、町内4施設で事業に取り組んでまいります。

文化遺産センターでは、最新の調査結果を踏まえて展示解説の更新と空間再現ディスプレーにより、出土品を3Dで多面的に見ることができるよう整備します。

平泉世界遺産ガイダンスセンターでは、資産や観光情報等を紹介する映像コンテンツの制作、柳之御所遺跡の多言語解説板の整備、ホームページの多言語化による解説環境の整備を進めます。

中尊寺では、展示改修や多言語化の解説板整備など施設の整備、毛越寺では、宝物館の動画上映を含めた展示のリニューアルの整備に取り組む計画となっております。

次に、費用対効果を意識しながら事業を実施すべきだが、その考え方についてご質問がありました。

この計画では、平泉の世界遺産の構成資産や関連資産、文化観光の拠点施設を活用した文化観光の推進に取り組み、文化の振興を起点とした観光の振興により、地域の活性化の好循環を創出することを目的としているものです。各拠点施設がデジタル技術を活用した施設の充実や体験、交流活動の充実を図り周遊促進に取り組むことで、滞在時間や宿泊などの消費行動の増加が予想されることから、地域経済の活性化にも好影響が期待できるものと考えております。

事業実施に向けては、観光振興と地域経済の活性化が図られるよう費用対効果についても十分に考慮しながら、地域の魅力向上と周遊促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の平泉文化観光地域計画の平泉町内施設における具体的な内容について質問させていただきます。

4月3日に岩手日報に掲載されております平泉観光地域計画の記事におきまして、「世界遺産平泉の拠点施設の観光コンテンツを磨くために、飲食、宿泊といった地元事業者とも連携し、

エリア全体の活性化を図る」と掲載されておりましたが、具体的な連携の在り方についてお伺いしたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

今回の地域計画でありますが、平泉エリア、奥州エリア、一関エリアの3つのエリアが対象となっておりますが、この2市1町と、あと県南局も含めてなのですけれども、世界遺産連携推進実行委員会で、観光面での世界遺産を活用した広域での取り組みということで長年続けております。

内容でありますけれども、各種イベントの企画と実施、観光イベントの誘致、受入体制の整備等の事業を展開をしているというところでございます。

令和6年度には、広域周遊促進イベントとして、平泉エリア、奥州エリア、一関エリア3つのエリアの観光施設や飲食店にいろいろ協力いただきまして、周遊クイズラリーを実施いたしました。こうした広域での事業を展開して、エリア全体の活性化を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

エリア全体の活性化を図っていくということで、平泉世界遺産ガイダンスセンターが平泉の文化資源周遊のゲートウェイ機能を持たせる、この計画の中ではそういう計画となっておりますが、ガイダンスセンターそのものの来館者が平泉の来訪者の5%にとどまっているなど、ゲートウェイ機能を十分に果たしていないことから事業に取り組むわけでございますが、町としての平泉世界遺産ガイダンスセンターへの協力体制についてお伺いしたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

ただいまの議員ご指摘のとおり、平泉世界遺産ガイダンスセンターが当初の設置目的でありました地域の周遊につながるようなゲートウェイ機能を十分に果たしていないということが現在大きな課題というふうなことになってございます。

このためこの地域計画では、平泉周遊ゲートウェイの役割を確立するようレンタサイクルの周遊ルートの整備、あるいは周遊プログラムの造成に取り組みながら、来訪者の増加や来訪動線の周知を図るということとしてございます。

また、質問のございました協力体制につきましては、これまで出土物の貸出しや借り受け、あるいは各種講座での講師の派遣や依頼、特別展示の内容などにつきまして、相互に連携しながら協力をてきておりましたが、今回の文化観光推進事業の実施を通じまして、さらなる連

携強化を図っていくということと、地域の周遊促進に向けて、ガイダンスセンターとともに取り組みの強化を進めてまいりたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

周遊プログラム造成事業では、レンタサイクルで中尊寺、毛越寺、平泉世界遺産ガイダンスセンターを巡る周遊ルートを設定しておりますが、各施設の拝観料の共通割引券を発行し、利用者が増えることで観光滞在時間が長くなることが考えられますが、この事業でそういった拝観券の共通割引について取り組むことはできないかお伺いします。

議 長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

議員ご指摘のとおり、共通割引券の発行というの非常に重要であるというふうに考えております。地域内における滞在時間の問題、先ほどもありましたけれども、滞在時間が増えるということに加えまして、各施設の入館者数の増加だけでなく、観光消費額の増加にもつながるというふうに考えております。観光振興とこの地域経済の活性化が図られ、地域全体に好影響が期待できるものであります。この件につきましては、平泉観光推進実行委員会において話題を提供して、課題等をきちんと整理しながら、どういった問題や課題があるか議論をして、調査研究してまいりたいというふうに考えております。なお、現在、県も含めて検討しているという状況もありますので、いずれ関係事業者とも合意形成も必ず必要でありますので、そんな合意形成を図りながら、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

共通券を発行することによって滞在時間が長くなりますので、ぜひ実現に向けた取り組みを前向きに進めていっていただきたいと思います。

次に、いわて県南地域文化発信・体験事業につきましては、この事業計画の中に載っている事業でございますが、伝統文化等の体験事業を計画しておりますが、これとは別に、町では教育旅行等を対象とした発掘体験を実施しているようございますが、範囲を広げる意味から、平泉世界遺産ガイダンスセンターとタイアップして、この事業で取り組むことはできないか伺います。

議 長（高橋拓生君）

高橋平泉文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

平泉文化遺産センターでは、教育旅行あるいは地域のP T A行事などに対応する際には、発掘体験のほかに拓本体験あるいは疑似発掘体験、歴史講座ということを行っております。

また、例年ですけれども、学習院大学が町内で発掘体験の実習を行っているというところですけれども、これにつきましても県教委と連携いたしまして、観自在王院跡あるいは柳之御所遺跡で行っているというところでございます。

今後も来訪者が平泉の文化遺産の魅力や価値につきまして、体感的に理解できるよう体験コンテンツのさらなる充実をガイダンスセンターと連携しながら事業内容を検討いたしまして、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

平泉観光協会のホームページの関係だったのですけれども、それで見ると、観光協会のホームページの中には、ツーリング等の町内観光コースの紹介がされているわけですが、そのコースの中に平泉世界遺産ガイダンスセンターの掲載がなかったと思っております。世界遺産平泉の価値を広く世界中に伝え、人類の共通の財産として後世へ継承するための拠点として位置づけられているガイダンスセンターを除くことは望ましくないことなので、掲載すべきだと思いますが、お考えをお伺いします。

議 長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

観光協会のホームページということでございますので、町としてもその観光協会のホームページを確認をしたいというふうに思います。もし載っていないということであれば、平泉世界遺産ガイダンスセンターにつきましては、世界遺産エリア周遊のゲートウェイまたは拠点施設というふうに位置づけられておりますので、観光協会には情報は伝え、ぜひ載せていただくよう伝えたいというふうに思います。

なお、参考までに、町の観光課のほうで作成している散策ガイドマップには、きちんとモデルコースとして当然載っておりますので、多くの方にこの世界遺産ガイダンスセンターに足を運んで、町内を周遊していただきたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

それでは、2番目の補助事業の費用対効果を意識しながら事業を実施すべきだが、その考え方についての再質問をしたいと思います。

この事業の事業費が2億8,500万円、うち国の補助金は1億9,000万円、残金の9,500万円は協議会、構成団体がそれぞれ負担し、中核施設の令和10年度の来訪者61万4,000人、令和2年度比の約1.26倍としております。多額の事業費をつぎ込んで取り組む事業なので、目標値をクリアしつつ、地域の経済効果を高めるためにも協働体制づくりのさらなる促進をすべきだと思いますが、考えを伺います。

議 長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

まず、本計画では、今質問あったとおり費用対効果というのは非常に大事なこと、当然のこととでございますけれども、計画では平泉の世界遺産の構成資産、関連資産、文化観光の拠点施設を活用した文化観光の推進に取り組むということで、文化の振興起点としては、観光振興により地域の活性化の好循環を生むと、創出するということを目的としているところでございます。

なお、各拠点施設のデジタル技術を用いた活用や施設の充実、体験、交流活動の充実などが今回盛り込まれておりますけれども、この周遊促進に取り組むことで、先ほど、繰り返しになりますけれども、滞在時間や宿泊などで観光消費額の増加につながるものというふうに考えておりますので、地域経済の活性化にも好循環が生まれるというふうに考えております。

なお、事業実施に向けては、観光振興、地域経済の活性化が図られるよう費用対効果については十分考慮しながら、地域の魅力向上と周遊促進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

最後に、事業終了後におきましても、引き続き関係者間で検討、評価、事業の磨き上げを行いながら、自主財源や体験料金による財源確保により事業の継続を行うべきと思います。そして、拠点施設の観光コンテンツを磨くためにも地元事業者とも連携し、エリア全体の活性化を図られることを期待し、1つ目の質問を終わらせていただきたいと思います。

それでは、2つ目の事項につきまして再質問をさせていただきたいと思います。

意向調査の結果におきまして、賃貸や空き店舗バンクへの登録を可能とする条件としてどのようなものがあったか、また、条件を整理した上で補助事業の内容を検討すべきと思いますが、考えを伺います。

議 長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

今回の意向調査で、賃貸や空き店舗バンクへの登録を可能とする条件として回答があった内容は、「住居として使用しなくなったとき」、「改修や店舗内の物品の処分を行ってから」、または「建物自体の建て直しを行ってから」、「自宅の新築やリフォームを考える状況に置かれたときに検討」、あと「完全に空き家になったとき」という回答がありました。

補助事業につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、建物自体の老朽化が顕著になっていることもありますので、建築のリフォーム代、あと、電気、給排水設備

の改修費用なども補助金を交付するなど、いろいろな支援が考えられると思いますので、制度設計に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

意向調査結果に基づき、新規開店を希望する起業者や所有者とのマッチングに向けた取り組みを今後進めるとしておりますが、どのような形で進めていくのか伺います。

議 長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

まず、マッチングが図られないと進めないと進めないと進めない事業というふうに考えておりますので、先ほど回答者数を述べさせていただきましたけれども、まず、未回答者へ再度連絡を取りまして、調査票の回収を考えております。

また、まちづくり推進課と建設水道課のほうで事務局なっておりますけれども、昨年9月に空き家活用移住推進プロジェクトチームが立ち上がっておりまして、当課の空き店舗の担当もそのプロジェクトのメンバーとなっております。そしてまた、地域おこし協力隊の隊員が平泉町空き家・空き地ポータルサイトを立ち上げておりますので、今後はこのプロジェクトチームでいろいろな意見交換をしながら、こういった空き家のほうでは今進んでおりますので、こういったものをいろいろ検討しながら、マッチングが図られるよう、町としてもその補助金の制度設計も検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

先ほど調査の段階で未回答者の方に対して直接出向き、本人の意向を調査することも必要だと思いますが、アンケートの関係ですけれども。直接出向いてお考えをお聞きするという考えはあるか伺います。

議 長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

今回17件の調査を実施しまして、回答が9件。残りの8件については回答が得られなかったということでございます。未回答者の方には、再度何らかの連絡を取りたいというふうには考えております。今、議員おっしゃるとおり、直接出向き確認するというのも一つの手段であるというふうに考えておりますので、いずれ全ての所有者の意向は確認して、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

ぜひその未回答者の方には直接出向いて、直接お話を聞いていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

今後のプロジェクトチームの開催時期などのスケジュールが定まっているのであれば、お知らせ願いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

先ほど観光商工課長が申し上げました空き家活用移住推進プロジェクトの全体定例会でございますが、この定例会については、昨年度配置をいたしました地域おこし協力隊が空き家の相談窓口を開設をいたしまして、相談が急増しているという状況の中で、様々な課題が浮き彫りになってまいりました。例えば、農地を持っておられる方の農地をどのように扱うかとか、あとは先ほどの空き店舗、それから、今後空き家になるであろう独居老人あるいは高齢者のみ世帯の問題ということもありますし、当課のほか、建設水道課、農林振興課、観光商工課、町民福祉課等で設置をしているものでございます。

今後につきましては、四半期ごとに1回程度を予定しておりますが、緊急の課題等が出てきた際には、また個別に開催するという予定にしてございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

空き家、店舗の活用につきましては、平泉の観光も通過型観光から滞在型観光へ変換する大きな役割を持っていると思いますので、スピード感を持って対応していただきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

次の質問に入ります。

今年の春の藤原まつりのメインイベントであります源義経公東下りでは、歴代2番目に多い24万5,000人の入り込みがあったと観光協会が発表されておりましたが、入り込み数も大事でありますし、町内の宿泊施設、飲食店で消費していただかないと、商工業の振興や観光振興につながらないと考えておりますが、見解を伺います。

議 長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

今年の春の藤原まつりでありますし、今、議員おっしゃるとおり、5月3日は天候にも恵まれまして、過去2番目の24万5,000人ということになりました。5日間では36万1,000人ということで、過去3番目の入り込みということで、協会のほうで発表しております。

各施設の入り込み数、ゴールデンウイーク中いろいろ電話で確認をしましたが、みんな口をそろえて言うのが、今回すごく町内に人は来たのですが、入館者数は昨年より少なかったという、人は来ているのですけれども、中に入らなかつたと。お店まで含めてですけれども、というふうに聞いております。要因としては、お祭りを見に来ただけで、そのまま帰つた人が多いということだというふうに理解をしておりますけれども、いずれ観光客からの声というのもありますし、平泉に來たので、平泉で消費したいと。観光消費というか、お金を使いたいという人がいたそうでありますけれども、平泉來たのですが、食事や買物するところが少ないねという実際生の声が私のほうに届いております。

このことからも、空き店舗対策というのは非常に町として重要かつ喫緊の課題ではないかというふうに考えておりますので、先ほど今の観光振興計画、3年目に入っておりますけれども、入り込み数というのも計画にありますし、いずれ観光消費額とか、あとは満足度というのも今回付け加えておりますので、入り込み数が上がつただけでは、やはり観光地としては物足りないというか、おもてなしとしても不十分だと思いますので、そういう店舗の今後マッチングをして、店舗を増やしていくというのも非常に大事かなというふうに考えております。よろしくお願ひします。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

店舗を増やしていくということでございましたが、特に中尊寺通りや毛越寺通りなどが空き店舗が多くあると思っております。世界遺産の町として取り組みを強化していかなければならぬと考えておりますが、町の見解を伺います。

議 長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

この質問に関しましては、昨年の12月も議員から同様の質問があつたというふうに記憶をしておりますが、中尊寺通りには、近年何店かのカフェがオープンしております。また、地域おこし協力隊の隊員も3月に、12区地内でありますけれども、グランドオープンをして、今お店をオープンしていただいております。

また、昨年の11月でありますけれども、町と商工会、あとは関係する地域おこし協力隊のメンバーで栗原市六日町という先進地がございます。ここは地域おこし協力隊がその商店街に入って、シャッターを開ける人というプロジェクトで取り組んでいて、本当に全国的な視察も訪れているというふうに聞きましたので、昨年11月に行ってまいりました。今後も勉強会、視察等も重ねながら、どういった形でマッチングができるかというものは調査研究が必要となりますし、メインとなる中尊寺通り、または毛越寺通りの空き店舗対策により、来訪者が歩いて周遊できるような、そういう仕組みづくりを展開しなければならないというふうに考えております。

いずれ観光振興計画の目標、先ほど話しましたが、滞在時間、あとは観光消費額、あと満足度の向上に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

平泉町観光振興計画の来訪者ニーズ調査において、調査会社が行った来町の経験のある16歳以上の500人を対象としたアンケート結果を見ますと、町内平均滞在が3.9時間で、中尊寺88.6%、毛越寺41.6%で、それ以外の遺跡や観光施設の来訪者は20%以下となっております。周辺の飲食店は午後6時にのれんを閉める店が大半で、寺に対応通過型観光が課題となっておりますが、空き店舗を活用した飲食店の新たな出店を進めることにより、飲食をしていただくことで観光客の滞在時間が増えると思われることからも、先ほどの答弁では、大規模改修に対する資金面の補助事業については検討していきたいということでございましたが、ぜひ実現させてほしいと思います。再度考えをお聞かせください。

議 長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

令和4年度に策定しました観光振興計画で、来訪者ニーズ調査ということでウェブでの調査を実施したところでございますが、平均滞在時間は3.9時間の半日という結果が出ております。滞在時間が本当に短いという認識でありますし、この計画では3.9時間から4.5時間ということで、今、令和9年度末に向けて取り組んでいるところでございます。

先ほど中尊寺、毛越寺ということでありましたが、あとは道の駅なんかも非常に来訪者がパーセントが高いというふうには認識しておりますが、飲食店ですとか、あとお土産屋さんに加えて、やはり宿泊施設も少ないということも要因かなというふうに考えているところでございます。

まず、出店者と所有者のマッチングを図られるよう町としても進めていきたいというふうに考えておりますが、まず個別の意向確認を、所有者のまず意向確認しないと、これは進められない話でありますので、繰り返しになりますが、意向調査を回答いただきたいというふうに考えておりますし、併せて補助金の制度設計の検討も進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

時間まだ残りありますが、最後に町長にお伺いしたいと思いますが、この空き家、店舗対策については、当町にとって重要な課題と捉えておりますが、町長はどのように考えているのか

お伺いをしたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、議員の質問にお答えをいたします。

先ほど観光課長も総体的、そして、内容的にも答弁していただきましたけれども、今回駅前から衣闌線、衣闌線はこれからですけれども、旧国道4号までの整備も終わったわけではありませんが、しかし、あの時点でもお話しさせていただいたように、やはりこれで終わりではないと。整備はこれで終わっても、本当の意味はこれからだということをこのたびの完了したことによつて、そして、ホコ天まつりのときも皆さんにお話しさせていただいたように、まさしくこれからだと。それこそ地域おこし協力隊も含めまして、地域の皆さんとどういうこの通りをやつていくかというのが、まさしく町の今後の喫緊の課題でありますし、あともう一点、スマートセンター周辺開発というものが今課題の一つになっておりますけれども、そういった部分と、向こうは向こう、こちらはこちらということではなく、それを連携、向こうへ来たお客様をいかに今度この町なかに引き戻して、引き寄せて、そして、中尊寺、毛越寺観光のみならず、新たな町の魅力を創出していくというのが今回の整備の目標であったし、これから課題だというふうに思っております。課題が、それがむしろ目標というふうに定めながらやる所存でありますので、今後とも皆さんのお知恵もお貸しいただきながら、観光協会、商工会、そして町、そして一般の町民の皆さんも巻き込みながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いをいたしたいというふうに思っております。

議 長（高橋拓生君）

千葉多嘉男議員。

2 番（千葉多嘉男君）

以上をもちまして質問を終了とさせていただきます。

議 長（高橋拓生君）

これで千葉多嘉男議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時53分

議 長（高橋拓生君）

それでは、おそろいですので再開いたします。

通告4番、大友仁子議員、登壇、質問願います。

3番、大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

通告4番、公明党、大友仁子でございます。

それでは、質問をさせていただきます。

1番、子育て支援について伺います。

(1) 番、保育所から小学校への就学に伴い、登校時間よりも早く出勤する親にとって、子供の居場所に困る朝の小1の壁への対策を伺います。

(2) 番、保育施設などに在籍していない0から2歳児を対象に、子育てについて相談できる制度を開設する考えはないか伺います。

2番、災害時における避難所整備の充実について。

(1) 番、昨年12月に改定された避難所の運営指針で明記されたスフィア基準について、我が町での避難所におけるトイレ基準の在り方について進捗状況を伺います。

(2) 番、スフィア基準に基づく避難所内の1人当たりのスペースを最低3.5平方メートル(畳2畳分)とし、段ボールベッドなどが置ける広さの確保を目指す取り組みについての進捗状況を伺います。

(3) 番、政府では、被災地のニーズに応じてキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカー等を迅速に提供するための事前登録制度の創設を検討しておりますが、我が町でも積極的に取り組むべきと考えますが、現在の進捗状況を伺います。

(4) 番、政府では、災害ボランティアとして活動する支援団体の事前登録制度の創設を検討しておりますが、我が町でも積極的に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

(5) 番、学校体育館は子供たちの教育の場であり、災害時には地域の避難所として重要な役割を担います。冷暖房空調の整備を加速させ、児童生徒に加えて避難者も安心して過ごせることが大切だと考えますが、見解を伺います。

質問は以上となります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

議長(高橋拓生君)

青木町長。

町長(青木幸保君)

大友仁子議員からのご質問にお答えをいたします。

1番、(1)の朝の小1の壁への対策と2番(5)の学校体育館への冷暖房空調の整備に関するご質問については、後ほど教育長が答弁をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、子育て支援についてのご質問に關し、保育施設などに在籍していない0歳から2歳児を対象に、子育てについて相談できる制度を開設する考えについてですが、在宅の0歳児から2歳児を対象とした子育てに関する相談場所については、平泉保育所内に子育て支援拠点として子育て支援センターを設置しており、在宅児を対象に平日、園舎や園庭を自由に利用して遊べるよう開放し、子育て支援員が常駐していることから、常に安心して相談できる体制を整えております。

毎月開催しているみんなの広場においては、子供の生活に関する相談や年齢に合わせた遊びを通し、親同士や子育て支援員との関わりの中で、子育てに関する情報や悩みを共有し、理解

を深める場にもなっています。

また、新たに設置した子育て支援課・こども家庭センターにおいても、毎月1歳未満の赤ちゃんと保護者を対象とした交流・相談の場としての交流事業の実施や、保護者と保健師が妊娠期から継続して面談等を通して関わりを持ち続けながら、発達段階に応じた育児に関する悩みや相談に対し、必要な支援につなぐための伴走型相談支援の取り組みを積極的に実施しております。

今後も現在取り組んでいる相談支援体制や事業活動を通じて、いつでも身近で気軽に子育てに関する相談等ができる体制や環境の充実を図ってまいります。

続いて、災害時における避難所整備の充実についてのご質問がありました。

初めに、スフィア基準に基づくトイレ基準の在り方の取り組みの進捗状況についてですが、令和5年12月に改定された避難所運営指針において明記されたスフィア基準では、20人に1基のトイレが望ましいとされています。本町の避難所においても、この基準を参考に簡易トイレの整備を進め、避難所ごとの必要数や配置計画を今年度内に精査する予定であります。

また、災害時に迅速な対応ができるよう、仮設トイレを扱う民間事業者との協定締結についても並行して取り組んでまいります。

次に、スフィア基準に基づく避難所内の1人当たり3.5平方メートルのスペース確保の進捗状況についてですが、スフィア基準で定められた1人当たり3.5平方メートル（畳2畳分）の確保を目安に、段ボールベッド等の配置を見込んだ避難所レイアウトの見直しを行い、また、各避難所における収容可能人数の再算定を行いながら、物理的なスペース確保のための間仕切りやベッドの配置状況の確認とともに、避難所ごとの配備計画の作成に取り組んでおります。

次に、キッチンカー、トイレトレーラー、ランドリーカーなどの災害対応車両の事前登録制度についてですが、本制度は本年6月1日から既に開始されております。この制度は、さきの能登半島地震の教訓を踏まえ、被災地への迅速な支援車両派遣を可能とするために創設されました。本制度は、トイレトレーラー、キッチンカー、キャンピングカー、洗濯機やシャワーを搭載した車両などが登録対象となります。これらの車両を所有する個人や企業が災害発生時に被災自治体を支援する意思を有し、かつ車両の機能や活動実績などの条件を満たせば登録が可能です。災害が発生した際、被災自治体がデータベースを参照し、必要に応じて登録車両の協力を依頼する仕組みとなっています。なお、人件費や資材費などの経費は、自治体が協力者側に支払うこととなっております。

この制度は、災害時の逼迫した状況において非常に有効な支援手段であると認識しております。本町としても、災害への備えとしてこの制度を積極的に活用し、災害時の迅速な対応に努めてまいります。

次に、災害ボランティアとして活動する支援団体の事前登録制度についてですが、政府で検討中の制度は、能登半島地震の教訓等を踏まえ、被災者への支援の充実を図るため、避難所の運営支援や炊き出し、被災家屋の片づけ等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、被災者援護協力団体として国が事前に登録する制度であります。

登録された団体の情報は国と自治体が共有することで、平時から顔の見える関係づくりが促進されるとともに、災害発生時には発災直後から登録団体が質の高い被災者支援を実施することが可能となることから、町といたしましても、積極的に国と情報共有を図ってまいります。

また、平泉町社会福祉協議会では、毎年度災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施しており、町をはじめ、関係機関、自主防災組織やボランティア団体、災害中間支援組織であるいわてNPO災害支援ネットワークなどが参加しておりますことから、引き続き、平時からの顔の見える関係づくりに取り組みながら、連携強化を図ってまいります。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

大友仁子議員からのご質問にお答えします。

初めに、子育て支援に関し、朝の小1の壁への対策についての質問がありました。

いわゆる朝の小1の壁とは、保育所では可能であった早朝の預かりが、小学校に進学したことで困難となり、保護者の就労との両立が難しくなる課題であると認識しております。

当町におきましては、町立保育所の朝の受入開始時刻が午前7時30分であるのに対し、町内小学校2校の昇降口開錠時刻は、長島小学校が午前7時30分、平泉小学校が7時35分と両校ともにほぼ同様の時間帯であります。これは、従前より保護者の通勤時刻に合わせて早い時刻に登校する児童の安全確保に配慮し、両校ともに自主的に昇降口を早めに開錠しているものであります。そのため、現在のところ開錠時刻に関する保護者からの要望等については把握しておらず、当町ではこの朝の小1の壁の問題はないものと考えております。

なお、本来、当町の小学校における教職員の勤務開始時刻は午前8時15分であり、現在の朝の受入対応につきましては、職員の勤務振替を行うなど、各学校が柔軟に対応することで実施されているものであります。

次に、災害時における避難所整備に関し、学校体育館の冷暖房空調の整備についてのご質問がありました。

当町では、各小中学校の体育館が指定避難所となっており、災害発生時には避難者を受け入れる場所となることが想定されます。こうした中で、近年の気候変動の影響による猛暑といった環境下で避難者の健康を確保し安心して過ごせる環境を整えるためにも、冷暖房空調の整備は必要であるものと認識しております。

これまで各学校体育館の老朽化の状況や断熱性能などを把握し、冷暖房空調の整備に当たっては施設改修との優先順位や費用対効果を総合的に勘案しながら検討を行ってまいりました。特に平泉中学校体育館については、既存施設の性能や構造に応じた対応が必要であると認識しており、冷暖房設備の単独整備にととまらず、断熱性能の確保の改修が必要となります。

昨年度、文部科学省においては空調設備整備臨時特別交付金を創設し、冷暖房設備の新設工事や断熱性向上のための工事が対象として示されたことは、本町にとっても意味のある制度で

あると受け止めております。

学校体育館への冷暖房空調整備には、規模や構造に応じて相当の費用を要することが見込まれることから、教育環境の改善と防火機能強化の両面から検討の上、優先順位を整理しながら総合的に判断してまいります。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

初めに、朝の小1の壁の件ですが、答弁ありましたとおり、長島小学校、午前7時30分、平泉小学校、午前7時35分の昇降口開錠時刻で、保護者の通勤時刻に合わせて早い時刻に登校する児童の安全確保に配慮し、両校とも自主的に昇降口を早めに開錠していると答弁いただきました。

そしてまた、本来、当町の小学校における教職員の勤務開始時刻は午前8時15分であります
が、各学校が柔軟に対応しているとの答弁でしたが、午前7時30分頃に登校する生徒は平泉小
学校、長島小学校それぞれ何名ぐらいおりますでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

昇降口の開錠前に児童が何名ぐらいいるかというようなご質問かと思いますが、教育委員会のほうで把握しているところでは、平泉小学校におきましては、大体20人ぐらいといったよう
なところで、平泉小学校がまず7時35分からといったようなところではありますが、大体5分
前ぐらいからそういった子たちが集まってくるといったようなことでございますし、長島小学校につきましても、やはり5分前程度に三、四人ぐらいの児童が集まっているというよう
なお話を伺っております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

5分前ではなく、7時半に来る生徒のことですけれども。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

すみませんです。それぞれ開錠の、平泉小学校におきましては、7時30分の5分前ぐらいと
いう意味でございますし、長島小学校も7時30分の5分前ぐらいということでございます。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番 (大友仁子君)

分かりました。

それで、平泉小学校の場合、瀬原方面から来る生徒さんがバスで7時20分頃に着くようです。35分ということは、15分の間があるわけです。その15分を昇降口の鍵が開く前に生徒が待っているようですけれども、その状況は把握していますでしょうか。

議 長 (高橋拓生君)

千葉教育次長。

教育次長 (千葉数馬君)

平泉小学校の児童、特に瀬原の児童というようなことで、こちらにつきましては、確かにバスの時刻の関係上、早めに学校のほうに登校しているということで、これにつきましては、今まで平泉駅で降りて登校してきたということでございますが、今回バスルートが変わったということで、毛越寺駐車場のバス停で児童が降りるといったような状況もございまして、実際歩く距離が変わったというようなことによりまして、若干早く学校のほうに到着して、学校の昇降口で待っているというような現状につきましては把握してございます。

以上でございます。

議 長 (高橋拓生君)

大友仁子議員。

3 番 (大友仁子君)

15分ですけれども、今日のように天気がいい日はいいと思うのですけれども、例えば雨が降ったり、雪が降ったり、寒い日などは15分は大変な時間だと思います。それで、何か対策というか、教職員が早く、早くと言っても35分なのですけれども、教職員が35分に開けるということなのですけれども、その辺は考えていますでしょうか。

議 長 (高橋拓生君)

千葉教育次長。

教育次長 (千葉数馬君)

実際毛越寺駐車場のほうには、今、議員おっしゃったとおり7時20分頃到着するということで、毛越寺駐車場から学校の昇降口まで5分ぐらいはかかるのかなというようなところでございますので、実際小学校の昇降口におかれましては、一応屋根もついているというような状況もございますが、平泉小学校につきましては、今7時35分に開錠しているというようなところもございますので、そういう状況を踏まえながら、若干その開錠の時間を早めるといった柔軟な対応は必要ではないかなと考えてございますので、今後、学校のほうといろいろと検討しながら、開錠時刻につきましては、長島小学校と合わせた形の7時30分といったようなところを踏まえながら、今後検討させていただければと思います。

以上でございます。

議 長 (高橋拓生君)

大友仁子議員。

3 番 (大友仁子君)

先生は何名で対応していますでしょうか。

議 長 (高橋拓生君)

千葉教育次長。

教育次長 (千葉数馬君)

教職員の対応につきましては、今把握しているところでは2人で対応しているということです。

以上でございます。

議 長 (高橋拓生君)

大友仁子議員。

3 番 (大友仁子君)

教職員の働き方改革が進む中で、やはりこれは大きな問題ではないかと思うのです。それで、これまで小1の壁と言えば、主に放課後の子供の居場所問題が注目されてきましたが、朝の居場所については見逃されてきました。未就園児は午前7時30分頃から保育所に預けられますが、小学校は登校時間が午前8時から8時半頃になるため、約30分から1時間程度の差が生じます。それで、学童保育がカバーしていない朝の時間帯は、數十分の差が働く親にとって出勤時間に関わる重要な問題となると思います。小学校になったばかりの幼い子供を自宅に残して出勤している状況や、親子一緒に家を出ても、早く学校に着いてしまい、学校が開くまで校門の前で児童が待機する状況が今後も懸念されると思います。

それで、1997年に共働き世帯が専業主婦世帯を逆転して以降、2024年には共働き世帯が1,300万世帯に上り、専業主婦世帯の2.5倍以上に達しました。コロナ禍後には、出産後も子供を保育所に預けながらキャリアを継続する女性が増えており、働く女性の意識も変わってきております。このように、仕事と子育てを両立する世帯が増える時代にあって、目に見える形で壁となって表れた象徴的な現象だと思われます。少子化だけではなく、フルタイム勤務から働き方の見直しを余儀なくされ、キャリアアップ断念や、状況によって仕事を続けられなく場合もあり、女性の社会進出にも関わる深刻な問題であり、今まさに具体的な対応を考えるタイミングに来ていると思われますが、この件について見解をお願いいたします。

議 長 (高橋拓生君)

吉野教育長。

教育長 (吉野新平君)

まず、朝の小1の壁問題についてでございます。

平泉町では、先ほどの私の答弁のとおり、子供の安全に配慮して、本来8時15分である開錠時刻を7時半、7時35分に繰り上げてやっていると。まず、そこをある程度評価していただきたいなというふうに思います。保護者についても、保護者の要望を酌んで、働き方改革がある中で学校も独自に努力しているという点についても、ある程度評価をしていただきたいなとい

うところが一つございます。

もう一つは、瀬原からもそうですけれども、一関方面からも、毛越寺駐車場前までコースが変わりまして、そこで停車するようになりました。これは子供たちにとって歩く距離が短くなるわけですので、その分交通事故に遭う確率も低くなるということで、これもまた進歩だと思います。結果として、学校に少し早く着いてしまったというところでの問題が今新たに生じているということでございますが、次長が今お話しのとおり、あそこの駐車場から校舎まで歩いて5分ほどかかります。そうしますと、20分に着いても昇降口に入るのは25分。10分ぐらい待てば、まず学校は開錠されます。実態に応じて、多分もっと前に開いている日のはうが多いと思います、管理職も来ていますので。ですから、一概に必ず15分寒い中、いつも大勢の児童が待っているのだという認識ではなくて、ほとんどの子供が歩いて来ているわけですので、バスの通学の瀬原の子供への安全上の配慮とか、そういうところをしっかり学校とやっていくことが実情に即した指導ではないかなというふうに考えております。

元に戻りますが、朝の小1の壁という部分については、本当に学校の配慮で、平泉は一応ゼロに近い形で7時半頃をめどに開いているのだということの認識をまずお願いしたいなというふうに思います。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

教育長のすばらしい答弁をいただきました。教職員の方が配慮して頑張ってやっていただいているという前提なのですが、いろいろなところがありまして、今そういう問題があつて、例えば民間の見守り支援員さんとか、ボランティアさんとかを配備して開門時間を1時間早めて、登校時間前に、例えば居場所として体育館などに子供を預かる取り組みなどの事例もありますが、今時点では、早く来たお子さんは各教室に入るのはですね。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

朝早く来た児童に関しましては、登校後、それぞれの教室に入って過ごしているといったような状況でございます。その児童が安心して過ごせるように、出勤した教職員がそれぞれの教室等を巡回を行うといったようなことで安全確保に配慮した対応に努めているというような状況でございます。

それから、民間との連携といいますか、そういった方々の早朝の子供の居場所づくりというようなところで、全国でもそういった事例があるというようなところは認識してございますが、当町におきましては、そういった民間との連携といった計画は今のところはありません。

いずれにしろ、教職員の働き方改革といった観点から、教職員の時間外に関しまして、いろいろと課題等ございますので、そういった対応につきましては、各学校等と協議しながら、各

学校に用務員さんが配置されてございますので、用務員、会計年度さんの出勤時間の調整といったところが本当に可能かどうかを検討しながら、今後進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

分かりました。

では、次にいきます。

0歳から2歳児を対象に子育てについての相談できる制度についてですが、今現在、0歳から2歳児の在宅児童は何名でしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

ご質問のいただいた0から2歳児で在宅にいる子供の数ですが、4月1日現在で、こちらで調べたところ、9世帯10人というような人数になっております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

平泉町でも毎月開催しているみんなの広場とか、ピヨピヨ広場とかございますが、昨日たまたまLINEで来ましたけれども。少人数ですけれども、その方々が平均して毎月何名ぐらい参加していますか。

議 長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

子育て支援センターのみんなの広場、毎月1回ずつ開催しておりますが、昨年度、令和6年度においては年間で63組ということなので、1回当たり大体5組の方が参加されているところでございますし、1歳未満を対象としたピヨピヨ広場、いわゆる保護者の相談交流事業ということでやっていますが、これにつきましては、毎月、本当に4、5組ぐらいということなのですが、現在はこの広場において、母親だけではなく、お父さんも参加して、そういう交流の場として活用していただいているところでございます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

今、お父さんとか出ましたが、その方々への周知はどのようにしていますでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉平泉幼稚園長。

平泉町立幼稚園長（千葉真由美君）

子育て支援センターにおいて、みんなの広場で給食試食会を月1回開催しておりますが、それにつきましては、毎月発行されております子育て支援センターだより、これをLINE等でも活動の予定等の情報を提供しております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

その対象者にどのようにこれを周知していますかという、こういうチラシ。どのように周知しているかをお伺いします。

議 長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

周知の方法でございますが、何点かありますて、まずは平泉町のホームページには当然毎月アップさせていただいておりますし、それに関連して、昨日も配信になりましたが、平泉町公式LINEのほうにも配信しております。さらに、特に先ほどのような部分につきましては、そこにリンクを張っていますので、そこで見ていただくということもございますが、それ以外も、妊娠期のときに、出産届などを書いていただいた際に、子育て応援ナビというものに登録していただいていますので、そういう部分に対しての発信とか、ほかにも保育所のICTシステムの中にコドモンというものがございますので、在宅の子だけではなくて、そういう部分のお子様にもそういうご案内を差し上げているというような取り組みをしております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

案内はしていると思うのですけれども、何が言いたいかと言うと、要するにこれをLINEとかホームページとかではやっていると思うのですけれども、10世帯ぐらいなので郵送してもいいと思うのです、各家庭に個別に。そういうことは考えていませんでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

実は、郵送というふうなところも考えておりましたが、去年までは民生児童委員にお願いして、それぞれそういう在宅の子供を含めまして、様々な形で家庭訪問していただいている際にお配りをお願いしていた経過もございます。ただ、いろいろな形の中で、今回はそこも民生

児童委員の一部負担的な部分も含めまして、今回はそのように、皆さんからアプローチしてもらうというふうなところでの考え方しておりますし、さらに、やはり配付というふうな方法もございますが、これ以外の事業もそうなのですが、やはり子育てをしている皆様にそういう意識を持ってもらいたいということもあります。既にいろいろな提供だけではなくて、こういうふうな情報もあるのだというふうな意識とか、こういうところで相談をするというようなそういう意識も含めまして、今後必要であれば郵送ということも考えますが、現時点では、たかが何枚だという話になるかもしれません、幾らでもそういうふうな経費の節減も含めながらアプローチをかけるような方法に取り組んでいきたいと思っております。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

そういう場に来る方はいいのですけれども、来られない方、来られないというか、来ない方が多分いろいろな思いというかあると思う、思いというよりも悩み、悩み相談を受けたいという方がおるのでないかなと思うのです。令和4年の9月28日の全世代型社会保障構築会議資料の中の拠点を利用する前の、要するに保育所とかを利用する前の子育て状況のアンケートの中に、「子育てをしている親と知り合ったかった」が71.9%、「子育てでつらいと感じることがあった」62.6%、「子供の友達が欲しかった」これが61.6%、「家庭以外の人と交流する機会があまりなかった」これが57.2%、「子育ての悩みや不安を話せる人が欲しかった」これが55.4%、「自分の子育てにあまり自信が持てなかった」これが49.1%というデータがあるのですけれども、このことについての見解をお願いします。

議 長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

様々な要因というか、そういう悩んでいる世帯がこのぐらいありますよとパーセンテージにしてお話をいただきましたが、全国の市町村の中での子育て支援の施策の中で、その中でやはり市町村の面積にもよって、カバーするのに大分いろいろな拠点を設けなければいけない町とかもあると思います。その中のトータル的な、今そういったご意見というか、そういうふうな指標だと思いますが、当町においてはどうなのかと考えた場合に、県内一コンパクトな町で、一方ではこういう場所に来ていただきたいという部分もございます。例えば9か月健診とか、1歳半健診、それから、こちらに出産の部分のときに入る相談とか、母子手帳の交付のときの相談とか、きめ細やかにそういった対応をしているので、当方には来ていないのかもしれません、子育て支援の、特に母子保健の部分についての要望とか苦情とか、そういった部分については私は承っていないので、ある程度在宅されている方々にとっては満足がいくような対応ができているのではないかと、うちの町はそのように考えておりますが、今後、今やっている事業で不足している部分、もっと拡充しなければいけないようなところが具体に見てきたときには、様々な情報などを入れながら対応を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

また、パパさんの記事があったのですけれども、子育ての不安でパパ同士が話そうということで、奥州市では6月から子育ての不安の軽減や情報共有を目的とした男性対象のパパサロンを本格的に実施したそうです。子育ての悩みなどを座談会形式で話し合う情報交流の場として開設し、父親の子育てを応援するそうです。初回は、父の日の今月15日に開催するそうです。子育て中の男性やパートナーが出産を迎える男性を対象に子育ての悩みを共有する場を提供して、父親の不安や悩みの軽減につなげるのが狙いということで、参加した男性からは「パパ同士で話す機会がなかったので、ほかの家庭の様子を知ることができた」、「赤ちゃんとのシンシンシップの機会が増えた」などの声が寄せられたそうです。こういうのもありますので、もしよければしていただきたいなと思います。

昨日のニュースで赤ちゃんが生まれた数が過去最低だということが言われていました。それで、平泉町子ども・子育て支援事業計画の3期の53ページに相談できる場、相談窓口の充実ということで、相談の窓口をより充実させ、身近に相談できる場所があり、子育ての悩みを相談できる人がいる体制を広く知らせることによって、安心な子育て環境の充実を図ります。また、子育て当事者間のコミュニケーション機会の創出や、保育所における保護者とのコミュニケーションを深め、より身近なところで相談できる状況になることを目指します。さらに、相談窓口の利用に至らない場合でも、専門職による巡回訪問、アウトリーチによる相談によって関係性の構築を図り、孤立してしまうことを防ぎますとうたってあるのですけれども、具体的にどういう取り組みかお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

男性の育児参加というよりも、子育てに関する交流の場というふうなところの取り組みをしている市町村もあるというふうなことについて若干答弁させていただきますが、当町でもペアレンツプログラム講座ということで、親同士が来て、子育てについての悩みとか、子育てをしていく上での育てにくいようなそういった部分がある場合には、相談講座として今まで年2回開催させていただいておりましたが、今後は新たに親子関係形成支援事業という国の事業を活用しながら、今まででは母親が主に子育ての部分として参加していたのですが、やはり男性も、男性だけではなくて、今度は夫婦で来ていただきて、夫婦間での様々な育児に関する情報交換などをしていただきたいということで、新規にそのような事業を年4回ほど、前の倍ぐらい開催していきたいなというふうに考えておりました。

それから、質問のありました相談窓口の件でございますが、計画のページで言うところではないのですが、今回のこの計画の中で、これが本来の質問の趣旨だと思いますが、地域子育て

相談機関というのを設けることで検討していかなければいけないかなと。議員ご承知のことと思いますが、隣町の一関市で、保育所内に相談窓口ということで、たしか41か所の保育所にそういう場所をつくったというようなことが新聞に掲載になっておりました。それはやはり一関市のように広い面積の中で、なかなか一関市の本庁に相談というふうな部分も難しいので、身近な場所で相談できる環境を、この国の事業を使いながら設置したものだと私は思っております。

当町の現時点での在宅の子供がこのような数で、先ほど言ったようにコンパクトな町でございますので、ほかの市町村より早く、令和6年度に先駆けて子育て支援課とこどもセンターという機能を、母子と児童福祉を一体化しているところがあるので、まずはここを利用していた上で、こういう国の事業もございますので、今後必要であれば、そういった場所を見つけながら専門職を配置するようなことも検討していくことがあるのではないかなということで、これは今後状況を見ながら検討して、設置に向けて取り組んでいきたいと考えております。

具体的な内容は、この相談窓口というのは、地域子育て相談機関というものを指して、そういったものを今後国の事業を使いながら専門職を配置して、そういった機関というか窓口を設置していきたいというものが施策として記載しているというところでございます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

それでは、次にいきます。

災害時における避難所整備の充実について、その中で災害ボランティアについて伺います。

我が町の社会福祉協議会では、毎年度災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施していると伺いましたが、具体的にどのような運営訓練を行っているのかお伺いします。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

災害ボランティアの研修ということで、毎年平泉町社会福祉協議会で開催しております、参考集者につきましては、町、自主防災組織、ボランティア団体、それから近隣の社会福祉協議会さんというような形で、多くの人数の方に参加していただいております。

それで、実際に災害ボランティアセンターを設置したという前提でのそういった役割分担、受付係、ボランティアを整理したり、現地に行く係とか役割分担をして、本番を想定したような訓練を実際やっておりますし、あとは災害時の研修ということで、別な時間でワークショップというのでしょうか、グループワークをしながら、そういった専門的な知識を得ているというところでございます。

私も参加したことございまして、その中で、答弁書にもございましたけれども、いわてNPO災害支援ネットワークというNPO団体の方いらっしゃいまして、実際に秋田の大雨の災害

時、そういうところでの活動内容など、実際現場で対応した内容等をグループワークの中でお話を聞く機会がありまして、災害での対応といった部分も実体験に基づいたところを検証しているというようなところでございます。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

時間がなくなったので、学校体育館にいきます。

今年も暑い暑い夏が来ると思うのですけれども、我が町の小学校、中学校での熱中症で倒れたというか、そういうケースはありましたでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

熱中症の関係ですが、確かに近年、気候変動といったようなところで、大変夏場の、特にも体育の授業は懸念される状況がございますが、熱中症で例えば病院に搬送されたというようなところは、私のところで今現在把握はしてございませんが、少し体調が悪くなつたというような児童生徒は数名いるというようなところでございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

近年では、東北地方でも猛暑日が続いております。学校施設に空調を整備する重要性が高まっていると思います。2018年夏には、学校で小学生が熱中症で亡くなるという痛ましい事故も起きております。国では2024年度補正予算で、学校体育館の空調整備に779億円が計上されて、空調を整備する自治体への特例交付金も新設しました。答弁にもありましたが、関連工事含めた費用の2分の1の補助を確定しております。こういう背景でどのように考えておりますでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

今回、確かに昨年度文部科学省のほうで空調設備の整備に対しての臨時特別交付金といったものが創設されたというようなことでございます。こちらにつきましても、算定割合といいますか、補助割合等もまず2分の1といったようなところもございますし、対象期間につきましても令和15年度までというようなところもございますので、教育長の答弁にもありましたが、当町におきましては大変意義のある制度ではないかなと思っております。今後やはりそういう子供たちの学習、生活の場といった教育の観点からということと、避難所として指定されるといったような観点もございまして、そういう両方の観点から、必要性というのは重々認識

しているところでございますので、教育委員会といたしましても、そういう観点から、施設整備に関しましては優先順位をやはり上げていかなければならないのかなと考えてございます。

学校施設におきましては、長寿命化計画といったものを策定してございますので、その中に現在、体育館のエアコン設置は計画されていないというような状況もございますので、町の財政状況等、関係課等と検討しながら、長寿命化計画の見直しも視野に入れながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

体育館は避難所にも当たりますので、最近の激甚化、頻発化する自然災害において、避難所となる体育館に空調設備が整備されていないことから、被災後の避難生活の疲労やストレスで亡くなる災害関連死の割合も残念ながら増加しております。このことについての見解を伺います。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、議員がおっしゃられたとおり、真夏の暑いときにそういう災害関連死といったものを防ぐということは、やはり対策を取っていかなければならないということで、今の時点では、冷風機等を活用しながら何とかしのぐというようなところでの考えではございますが、大規模地震等で停電になった場合だと、やはりエアコンを設置したとしても、また新たに非常用電源を整備しておかなければいけないといったようなこともございます。あとは熱の効率です。しっかりと冷たい空気が外に漏れないような、そういう換気もできるようなそういうことも工夫していくかなければなりません。体育館については、公共施設等見てお分かりのように老朽化しておりますので、そういうことを踏まえまして、教育委員会サイドと十分今後の対応の仕方を協議しながら、財源確保等も考えながら、この避難所運営ということは重要であるということは認識しておりますので、そういう視点でこれからも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

最後に、地球温暖化の影響で毎年夏は一段と暑さを増しています。気象データでは世界中で気温が着実に上昇していることを示しており、特に日本ではヒートアイランド現象が気温上昇に拍車をかけています。この長期的な暑さの傾向は、体育館を含む公共施設への暑さ対策をより一層重要にしています。エアコンの設置は、利用者を過酷な暑さから守るために急務となっ

ております。熱中症は夏の大敵です。体育館での運動は特に危険が高まります。屋内でも気温が高く、湿度も増すことで、体調を崩しやすくなります。エアコンを設置することで、これらのリスクを大幅に低減でき、特に熱中症に弱い子供たちの安全を守ることができます。健康リスクの軽減は学校や地域社会にとっても大きな利益となります。体育館はその構造上、一度温度が上がると、それを下げるのが非常に困難です。夏の猛暑期には内部の温度が急速に上昇し、それが長時間にわたって続くことがあります。このような環境下で運動を行うと、熱中症のリスクは格段に高まります。エアコンの設置は、体育館を使用する全ての人の健康を守り、活動の質を向上させるために不可欠であると考えますが、最後に町長のことについての答弁をお願いいたします。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

近年、特に本年は、テレビ、また、マスコミでもそういった災害に対しての例えは熱中症に対する予防、そうしたときの対応とか、特にそうした健康管理を毎日報道されております。そういう中で、先ほど教育委員会の答弁にもありますし、総務課長の答弁にもありましたが、喫緊の課題であることはそのとおりでありますし、まずは現段階で、もしものことがあってはならないで、その対応だけはまずしっかりと取りながら、そして、最近の災害状況もいろいろ変わってきておりますので、そうしたときの避難所の取り組みというのも、学校教育現場というのみならず、そういった意味では全体的に、総合的に判断をしていかなくてはならない、集中して検討していかなければならない、そういう状況にあるという部分については、議員と一緒にそういった部分には非常にしっかりととした考えを持ちながら対応していかなくてはならないという思いでいることは事実であります。そのことだけ伝えておきます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

大友仁子議員。

3 番（大友仁子君）

以上で質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

これで大友仁子議員の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は明日6日、午前10時から引き続き一般質問を行います。

ご起立願います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時52分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 小塙寺 享

同 千 葉 多嘉男